# 岩手県海岸漂着物対策推進地域計画

(第2期・**修正案**)



(令和4年8月6日 久慈市立夏井中学校の清掃活動)

岩手のきれいな 海を「みんな」で 守ろう!

令和5年3月 岩 手 県



## 目 次

1	岩手県海岸漂着物対策推進地域計画の基本的事項	1
1	1 計画策定の背景	
	(1) 世界の動き (SDGs・G20大阪サミット)	1
	(2) 国の動き	2
	(3) 県のこれまでの取組	4
1	2 岩手県海岸漂着物等対策推進第1期地域計画の策定と取組結果	5
1	3 岩手県海岸漂着物等対策推進第2期地域計画の策定について	5
1	4 第2期地域計画の期間	6
	ラム 海洋ごみ対策と地球温暖化防止との関係~ブルーカーボンの視点~	6
		_
2	岩手県における海岸特性	
2	1 自然的特性	
	(1) 海岸部における地形的特徴等	
	(2) 海岸部に流下する河川の現況	
2	2 社会的特性	
	(1) 人口分布	
	(2) 自然公園・ジオパーク	
	(3) 港湾・漁港施設	
	(4) レクリエーション施設	15
3	岩手県における海岸漂着物等の現状と課題	17
	1 海岸漂着物等の現状	
	「	
	(2) 海岸漂着物等の漂着要因	
	(3) 海洋中のプラスチックごみ実態調査	
7	(3) 海冲中のフラステックこの実態調査 2 海岸漂着物対策の状況	۱۶ ۲۰
	2 海洋漂看物対象の状況 (1) 海岸漂着物等の処理に関する県内の取組状況	
	(2) 海岸漂着物等の発生抑制に関する県内の取組状況	
,	(3) 環境学習・普及啓発に関する県内の取組状況	
Ċ		
	(2) 海岸漂着物等の発生抑制に関する課題	
_	(3) 環境学習・普及啓発に関する課題	
L	<u>ラム</u> 私たちの生活から発生する「マイクロプラスチック」	33
4	海岸漂着物対策の基本方針	34
	1 基本目標	
_		
	海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその対策内容	
	1 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域の指定	
5	2 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容	38

	( 1	) 海岸漂着物等の円滑な処理	38
	(2	?) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制 ───────────	39
	(3	3) 環境学習・普及啓発	42
6	関係	係者の相互協力及び役割分担に関する事項	44
	6. 1		
	6. 2	海岸漂着物対策に関する関係者の役割分担	44
7	海	岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項	47
	7. 1	モニタリングの実施	47
	7. 2	災害等の緊急時における対応	47
	7. 3	海岸漂着物対策活動推進員の委嘱・海岸漂着物対策活動推進団体の指定・	47
		地域計画の見直し	

## (用語の定義)

この地域計画において、次に掲げる用語の意義は、海岸漂着物処理推進法に定めるところによる。

海岸漂着物	海岸に漂着したごみその他の汚物又は不要物
漂流ごみ等	我が国の沿岸海域において漂流し、又はその海底に存するごみその
	他の汚物又は不要物
海岸漂着物等	海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物
	並びに漂流ごみ等
海岸管理者等	海岸法第2条第3項の海岸管理者及び他の法令の規定により施設
	の管理を行う者であってその権原に基づき、又は他の法令の規定に
	基づいて国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている
	海岸の土地を管理する者
海岸漂着物対策	海岸漂着物等の円滑な処理を図るため必要な施策及び海岸漂着物
	等の発生の抑制を図るため必要な施策

## 岩手県海岸漂着物対策推進地域計画の基本的事項

#### 1.1 計画策定の背景

(1) 世界の動き (SDGs・G20大阪サミット)

#### ア SDGs1

現在、世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみが陸上から海洋に流出しているとされ、海洋プラスチックごみによる地球規模での環境汚染による生態系、生活環境、漁業、観光等への悪影響が懸念されています。

国連をはじめとする様々な国際会議において、重要かつ喫緊の課題として議論が行われていますが、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて掲げられたSDGsのうち、海洋ごみ対策に関連するものについては、以下のように目標及びターゲットが設定されています。

海岸漂着物対策は、持続可能な社会の実現のための重要かつ喫緊の課題であり、目標 14「持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する」の達 成のためには、海洋のみならず、生産・消費活動における対策が求められ(目標12)、こ れらの対策を推進するためには多様な主体の連携・協力が不可欠です(目標17)。

また、県民、事業者、民間団体等すべての者が当事者意識を持って、真摯に対策に取り組んでいくことが求められ、海岸の環境保全等に関する環境学習や普及啓発を推進する必要があります(目標4)。

つため イル、 つ的文 ップ、
イル、 力的文
力的文
ップ、
-
※への
)学習
こめに
こうに
5止、
廃棄
<b>宮栄養</b>
など、
大幅

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> SDGs: Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略。平成27年(2015年)9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、「誰一人取り残さない」を基本方針とする、2030年までの世界目標。17 分野にそれぞれのゴール(目標)を設定する。



目標17 持続可能な開発の ための実施手段を強化し、 グローバル・パートナーシ ップを活性化する 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

出所:「我々の世界を変革する:持続可能な開発のための2030アジェンダ」(外務省仮訳) より抜粋

#### イ G20 (令和元年6月 大阪サミット)

令和元年6月に大阪で開催されたG20サミット(金融・世界経済に関する首脳会合)においては、首脳宣言の中に海洋ごみ対策が盛り込まれ、「我々は、共通の世界のビジョンとして、『大阪ブルー・オーシャン・ビジョン』を共有し、国際社会の他のメンバーにも共有するよう呼びかける。これは、社会にとってのプラスチックの重要な役割を認識しつつ、改善された廃棄物管理及び革新的な解決策によって、管理を誤ったプラスチックごみの流出を減らすことを含む、包括的なライフサイクルアプローチを通じて、2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す」こと等が宣言されました。

#### (2) 国の動き

我が国における海岸漂着物対策については、平成21年7月に制定された美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。)、これに基づく「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」(以下「国の基本方針」という。)等により行われてきました。

しかし、全国的に、依然として多くの海岸漂着物等が存在し、また、前述のように、海洋に流出する廃プラスチック類や微細なプラスチック類(マイクロプラスチック²)が生態系に与え得る影響等が世界全体で取り組まなければならない地球規模の課題とされ、SDGsにおいて目標が掲げられていること等を受け、海岸漂着物対策に係る取組が強力に推進されています。

#### ア 「プラスチック資源循環戦略」の策定(令和元年5月31日閣議決定)

「プラスチック資源循環戦略」は、第四次循環型社会形成推進基本計画に基づく、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略であり、プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと(海洋プラスチックゼロ・エミッション)を目指し、犯罪行為であるポイ捨て・不法投棄の撲滅の徹底と清掃活動の推進により、プラスチックの海洋流出を防止するとともに、海洋ごみの実態把握及び海岸漂着物等の適切な回収を推進し、海洋汚染防止を図ることを基本原則として定めています。

# イ 海岸漂着物処理推進法の改正(平成30年6月改正)及び国の基本方針の変更(令和元年5月31日閣議決定)

平成30年6月には、漂流ごみ等の処理やマイクロプラスチック対策を盛り込む等の海 岸漂着物処理推進法の改正が行われ、また、令和元年5月には、海岸漂着物等は、山、 川、海へとつながる水の流れを通じて海岸等に漂着等したものであり、流域圏で内陸か

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> マイクロプラスチック: 微細なプラスチック類のこと。一般に5mm以下のものをいう。含有・吸着する化学物質が食物連鎖中に生物に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されている。

ら沿岸に渡る関係主体が一体となった海岸漂着物対策を実施すること等を内容とする国 の基本方針の変更が行われています。

## ウ 「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」の策定(令和元年5月31日海洋プラ スチックごみ対策の推進に関する関係閣僚会議)

令和元年5月に「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定されました。この中では、国内からのプラスチックごみの海洋への流出量は年間2~6万トンとされ、「国民生活や事業活動に伴い陸域で発生したプラスチックごみの一部が、廃棄物処理により回収されず、意図的・非意図的に環境中に排出され、雨や風に流され、河川その他の公共の水域等を経由して海域に流出することや、漁業、マリンレジャー等において海域で使用されるプラスチック製品が海域に流出すること」で発生しているとしています。このことを踏まえ、海洋へのプラスチックごみの流出を効果的に削減していくためには、「海岸地域だけでなく内陸部も含めすべての地域における共通の課題であるとの認識に立って、家庭、事業所、市街地、農地、河川、漁場等のあらゆる場所において、国民、事業者、民間団体、国、地方公共団体等すべての者が当事者意識を持って、真摯に対策に取り組んでいくことが求められる。」としています。

そして、海洋プラスチックごみ対策も成長の誘因であり、経済活動の制約ではなくイノベーションが求められているという考えの下、プラスチックを有効利用することを前提としつつ、新たな汚染を生み出さない世界の実現を目指し、廃棄物処理制度によるプラスチックごみの回収・適正処理の徹底、ポイ捨て・不法投棄及び非意図的な海洋流出の防止、海洋に流出したプラスチックごみの回収等の取組を進め、効果的な海洋プラスチック対策を実施するとしています。

#### エ 「プラスチック・スマート」キャンペーン及びフォーラムの立ち上げ等

環境省では、海洋プラスチックごみ問題の解決に向けた取組として、不必要なワンウェイのプラスチック排出抑制や分別回収の徹底など、"プラスチックとの賢い付き合い方"を全国的に推進し、取組を国内外に発信する「プラスチック・スマート」キャンペーンを平成30年10月に立ち上げました。

また、5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)を経て6月8日(世界海洋デー)前後の期間を″海ごみゼロウィーク″と定め、海洋ごみ削減に向けた全国一斉清掃活動への参加を、全国の個人、団体、企業、自治体等に広く呼びかけ実施するなど、取組を推進しています。

#### オ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行(令和4年度)

国では令和元年5月策定の「プラスチック資源循環戦略」を踏まえ、包括的なプラスチックごみの資源循環体制を強化すべく、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環促進法」という。)を制定し、プラスチックごみの排出抑制と再生利用の促進を図るため、次の対策を進めることとなりました。

排出事業者

・一定規模のワンウェイプラスチックの提供事業者(年5 t 以上)に対し、排出抑制等の取組(必要時のみの提供・代替品への切替など)を義務付け(スプーンなど12品目を政令で規定)。

	・製造・販売事業者による自主回収・再資源化等を促進(自主計画・					
	再資源化計画の作成)。					
市町村	分別収集及び再資源化を推進(容器包装リサイクル法ルートを活					
	用した再商品化の促進)					

プラスチック資源循環促進法の施行と併せて、一層のプラスチックごみの排出抑制、 再資源化等の取組を事業者・市町村がそれぞれの役割分担に応じて進めることで、プラスチック由来の海岸漂着物の発生抑制につながることが期待されています。

#### (3) 県のこれまでの取組

#### ア 東日本大震災津波からの復旧・復興

平成23年3月に発生した東日本大震災津波において、防潮堤などの海岸保全施設の多くが被災するなど、本県の海岸は甚大な被害を受け、大量の災害廃棄物が海域に流出しました。陸上の災害廃棄物の処理は平成26年3月までに完了したほか、海岸保全施設や漁港、港湾施設の復旧・整備が進むなど、被災した沿岸地域の復旧・復興は着実に進んでいます。

#### イ いわて県民計画(2019~2028)

平成31年3月に、岩手県の総合計画である「いわて県民計画(2019~2028)」(以下「県民計画」という。)を策定し、長期ビジョンにおいて政策推進の基本方針を示しました。自然の豊かさとともに暮らすことができる岩手の実現に向けて、良好な自然環境の保全や循環型地域社会の形成等に取り組むこととしており、具体的な推進方策として、「森から川を経て海に至る健全な水循環が図られるよう、海岸漂着物の円滑な処理、県民等の参加による河川や海岸等の保全などの取組を進める」、「使い捨てプラスチックなどの廃棄物の3Rを基調とするライフスタイルの定着や環境に配慮した事業活動を促進するため、市町村との連携・協力を図りながら、更に県民参加型の取組を推進する」等を掲げています。

そのうえで、第1期アクションプラン政策推進プラン(2019年度~2022年度)において、具体的推進方策を定め、ごみの発生抑制・再資源化を促進する施策を推進しました。

#### ウ 環境保全の取組

本県においては、ふるさとの豊かな森、川、海を次の世代に引き継ぐことを目指して、 平成15年に岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例(平成15年岩手県 条例第64号。以下「森川海条例」という。)を制定しました。この条例に基づき、流域の 特性に応じた総合的かつ長期的な目標及び施策の方向等を内容とする流域基本計画を策 定し、この計画の実現に向け、流域協議会が中心となり、河川や海岸等の清掃、植林や 間伐等の森林整備、水生生物調査等を通じた環境学習による人材育成、住民参加による 海岸漂着物等の効果的な発生抑制に資する様々な環境保全活動が実施されています。

また、廃棄物の発生を抑制し、3R<sup>3</sup>(リデュース、リユース、リサイクル)を推進するため「クリーンいわて運動」を展開しているほか、不法投棄防止を図るため6月と10

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 3 R: リデュース (Reduce)、リユース (Reuse)、リサイクル (Recycle) の3つのR (アール) の総称

月を不法投棄追放月間に設定し不法投棄監視パトロールを行う等、環境保全活動に取り 組んでいます。

#### 1.2 岩手県海岸漂着物対策推進第1期地域計画の策定と取組結果

- SDGsにおいては、「誰一人として取り残さない」という理念のもと、持続可能な開発 目標を掲げ、世界全体での連携した取組が求められています。また、この世界の動きに即 応する形で、国内においても法の整備等が急速に進められています。海岸漂着物対策は、 まさに重要かつ喫緊の課題です。
- また、海洋や海洋資源を保全し、持続可能な形で利用していくためには、海岸漂着物等を処理するだけでなく、海へ流出する廃棄物を抑制するため、廃棄物の発生の削減や適切な処理が重要であり、公的機関や民間事業者、県民など多様な主体による連携・協力のもとに取り組む必要があります。
- このことから、SDG s における理念、国の基本方針並びにいわて県民計画に掲げる推進方策及び多様な主体の「参画」という政策推進の基本的な方向性を踏まえ、海岸漂着物処理推進法第14条の規定に基づき、令和元年12月に岩手県海岸漂着物対策推進地域計画(以下「第1期地域計画」という。)を策定しました(期間:令和元年度から令和4年度までの4年間)。第1期地域計画では、被災前の姿を取り戻しつつある本県の海岸の良好な景観や海洋資源を保全し、持続可能な社会を形成していくため、多様な主体が連携・協力して、海岸漂着物等の円滑な処理や効果的な発生抑制を図る施策等を推進すること、目的を実現するため、本県の現状や課題を踏まえた海岸漂着物対策の基本方針、重点的に対策を推進する区域とその内容、関係者の役割分担と相互協力に関する事項等を定めました。
- 県では、第1期地域計画に基づき、市町村・事業者をはじめとした関係団体との連携のもと、「海洋ごみの円滑処理」、「流域圏が一体となった発生抑制対策」、「多様な主体の役割分担と連携」を柱とした施策を展開しました。取組の結果、本県の海岸漂着物の実態把握が進むとともに、海岸漂着物の円滑処理(例:漁業者と連携した市町村による海岸漂着物の回収体制の導入)、プラスチックごみなどの3Rの推進をはじめ発生抑制に向けた普及啓発活動(例:海ごみゼロウィークへの参画、海岸清掃団体や教育機関による海洋ごみの回収・啓発活動等)が定着し始めており、計画は着実に進められました。

一方で、海岸漂着物の発生抑制を一層推進していくためには、沿岸部はもとより、内陸部での発生抑制対策(例:河川などの清掃活動)の取組推進のため、中長期的な視点から海岸・河川の清掃活動を担う団体の担い手確保・育成が必要であること、県民一人ひとりが海洋ごみ問題に関心を持ち、主体的に参加できる県民運動に発展していく仕組みが必要などの課題も明らかとなったところです。

#### 1.3 岩手県海岸漂着物対策推進第2期地域計画の策定について

○ 第1期計画の取組状況を踏まえ、引き続き、海岸漂着物の回収・処理、発生源となるプラスチックをはじめとしたごみの発生抑制の取組を推進する必要があることから、令和5年度を始期とする岩手県海岸漂着物対策第2期地域計画を策定することとしました。第1期地域計画で策定した基本方針の定着を進めるととも、海岸漂着物等対策を推進するうえで対処すべき課題への対応、プラスチック資源循環促進法をはじめ、第1期地域計画策定

以降の新たな廃棄物施策に的確に対応するための方針を加えることとしました。

○ さらに、県民計画の第2期アクションプラン政策推進プラン(令和5年度(2023年度) ~令和8年度(2026年度))においても、第1期アクションプランに掲げる取組を継承しつ つ、事業者・市町村の連携・協力はもとより、県民参加型の海岸漂着物の円滑処理、発生 抑制に向けた取組を推進することにしています。

#### 1.4 第2期地域計画の期間

第2期地域計画の計画期間は、県民計画・第2期アクションプランの終期と合わせ、令和5年度(2023年度)から令和8年度(2026年度)までの4年間とします。

なお、県は、「7.4 地域計画の見直し」により、必要に応じて地域計画の見直しを行います。

#### コ ラ ム 海洋ごみ対策と地球温暖化防止との関係~ブルーカーボンの視点~

○ 2009 年に国連環境計画の報告書において、海洋生態系に取り込まれた炭素が「ブルーカーボン」と命名され、地球温暖化対策としての吸収源の新しい選択肢として世界的に注目されています。ブルーカーボンを隔離・貯留する海洋生態系として、海草藻場、海藻藻場、湿地・干潟、マングローブ林が挙げられ、良好な海草藻場・海藻藻場を維持することが二酸化炭素の貯留のために必要とされており、様々な研究を通して国際的にもブルーカーボンの有用性が広められています。



(海洋生態系が二酸化炭素を取り込むイメージ(資料:ジャパンブルーエコノミー技術研究組合))

○ 「ブルーカーボン」が有効に機能するためには、良好な海草藻場、海藻藻場が必要と されています。このことから、良好な海洋環境を維持し、「ブルーカーボン」による二酸 化炭素の吸収を促進する観点からも、海岸漂着物等対策を進めることが有効です。

海洋ごみに係る環境学習に当たっては、海洋ごみ対策と地球温暖化防止との関係についても啓発を行うよう工夫を重ねることとします。

## 2 岩手県における海岸特性

#### 2.1 自然的特性

#### (1) 海岸部における地形的特徴等

本県は、本州の北東部に位置し、東西約122km、南北約189kmと南北に長い楕円の形をしています。東は太平洋に面し、北は青森県、西は秋田県、南は宮城県に接し、その広さは15,275km<sup>2</sup>で北海道に次ぐ広大な面積を有しています。

太平洋に面する延長約700kmの海岸線は、美しく変化に富み、宮古市から南は沈降海岸で 入り江の多いリアス海岸となっており、宮古市から北は隆起海岸で海食崖や海岸段丘が発 達した地形となっています。

#### (2) 海岸部に流下する河川の現況

本県内には一級河川<sup>4</sup>3水系があり、宮城県に注ぐ北上川、青森県に注ぐ馬淵川、秋田県に注ぐ米代川となっています(図2-1)。本県内陸部で発生したごみが北上川、馬淵川、米代川などを通じて県外の海洋に流出する可能性が高いことから、本県内陸部での海岸漂着物等対策を行うことで、隣県を含めた海岸漂着物等の発生抑制につながります。



図 2-1 県外に注ぐ一級河川(3水系)の位置図

<sup>4</sup> 一級河川:1965年に施行された河川法によって、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定された「一級水系」に係る河川のうち、河川法による管理を行う必要があり、国土交通大臣が指定(区間を限定) した河川

二級河川 $^5$ は、表2-1に示すとおり45水系となっています。図2- $^2$ は主な河川の位置を示したもので、このうち他県に注ぐ河川は3水系(新井田川、大川、津谷川)となっています。

表2-1 本県の二級河川一覧

		及2⁻□ 本示0.
水系名	延長 (km)	河口のある 自治体
新井田川	49. 250	八戸市
川尻川	12.000	洋野町
有 家 川	16.800	洋野町
高 家 川	22. 100	洋野町、久慈市
久 慈 川	27. 609	久慈市
玉の脇川	1. 500	久慈市
宇 部 川	6. 982	野田村
米 田 川	1.650	野田村
安 家 川	27. 928	野田村
普 代 川	23. 427	普代村
明 戸 川	3.000	田野畑村
平井賀川	1.800	田野畑村
松前川	9.700	田野畑村
小 本 川	48.655	岩泉町
摂 待 川	8. 509	宮古市
田代川	12. 327	宮古市
閉 伊 川	75. 655	宮古市
八木沢川	1.900	宮古市
津軽石川	13.091	宮古市
重 茂 川	2.700	宮古市
大 沢 川	5. 700	山田町
関口川	4.400	山田町
織笠川	7.400	山田町

河口のある 延長 (km) 水系名 自治体 大 槌 川 12.500 大槌町 小 鎚 川 11.782 大槌町 23.127 釜石市 鵜住居川 海川 3.900 釜石市 Ш 20.700 釜石市 3.819 釜石市 片 岸 Ш 8.000 釜石市 熊 野 Ш 吉 浜 Ш 2.350 大船渡市 Ш 浦 浜 1.650 大船渡市 Ш 1.000 大船渡市 泊 Ш 嶺 3.300 大船渡市 甫 綾 里 Ш 3.600 大船渡市 Ш 1.000 大船渡市 足 後の入川 1.200 大船渡市 Ш 10.800 大船渡市 須 Ш 2.200 大船渡市 崎 船河原川 0.700 大船渡市 陸前高田市 田 Ш 3.700 気 仙 Ш 40.037 陸前高田市 長 部 Ш 3.100 陸前高田市 Ш 12.000 気仙沼市 大 津 谷 Щ 5.500 気仙沼市

出所:岩手県県土整備部河川課調べ

<sup>5</sup> 二級河川:一級水系以外の水系で公共の利害に重要な関係があるものに係る河川で、河川法による管理を行う必要があり、都道府県知事が指定(区間を限定)した河川

図 2-2 主な河川の位置図



出所:岩手県県土整備部河川課作成

#### 2.2 社会的特性

#### (1) 人口分布

本県の総人口は、令和4年1月現在、約118万人であり、そのうち沿岸12市町村の人口は約21.7万人となっており、県人口の約18%を占めています。沿岸市町村では宮古市が約4.8万人で最も多く、次いで大船渡市が約3.3万人、久慈市が約3.1万人、釜石市が約3.0万人となっています。

また、内陸部では、宮城県に注ぐ北上川の流域8市7町の人口は県人口の約75%、青森県に注ぐ馬淵川の流域1市2町の人口は約4%を占めています。

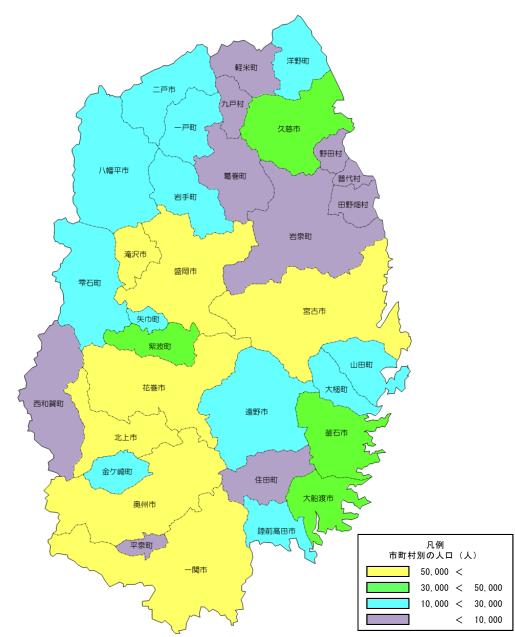


図2-2 市町村別人口分布図(令和4年1月1日現在)

出典:「住民基本台帳年報」(岩手県)

#### (2) 自然公園・ジオパーク 6

#### ア 自然公園

本県の海岸沿岸域における自然公園は表 2-2に示すとおりであり、11市町村にかけて「三陸復興国立公園」に指定されています。 宮古市から北部は隆起性の段丘海岸、南部は沈降性の典型的なリアス海岸となっており、良好な自然景観を有するとともに、三陸復興国立公園には毎年、約550万人もの人々が訪れています。

また、「国定公園」としては早池峰国定公園(遠野市、花巻市、宮古市)が、「県立自然公園」としては、久慈平庭県立自然公園(久慈市、葛巻町)、外山早坂高原県立自然公園(岩泉町、盛岡市)、五葉山県立自然公園(釜石市、大船渡市、住田町)、室根高原県立自然公園(陸前高田市、一関市)が指定されています。

#### イ ジオパーク

青森県八戸市から宮城県気仙沼市まで、 沿岸部全域(13市町村)を含む海岸線にして約300kmに及ぶ地域が、三陸ジオパークと して日本ジオパークに認定されています。



出所:「いわてデジタルマップ」 (<a href="https://www.sonicweb-asp.jp/iwate/">https://www.sonicweb-asp.jp/iwate/</a>)

ジオパークでは、見どころとなる場所をジオサイトに指定して、多くの人が将来にわたって地域の魅力を知り、利用できるよう保護を行うとともに、ジオサイトを教育やジオツアーなどの観光活動などに活かし、地域を元気にする活動や、そこに住む人たちに地域の素晴らしさを知ってもらう活動を行っています。

## 写真 2-1 三陸ジオパーク ジオサイトの一例



北山崎 (田野畑村)



三王岩 (宮古市)

<sup>6</sup> ジオパーク:地域に親しみ、山や川をよく見てその成り立ちと仕組みに気付き、生態系や人間生活との関わりを考える場所。また、そのような地球を学ぶ旅を楽しむ場所

表 2-2 沿岸部の自然公園一覧 (1/2)

公園の種類	公園名	関係市町村	面積 (ha)	公園の特徴	指定 年月日
国立公園	三陸復興	久野普田岩宮山大釜大陸部村村畑町市町町市渡高市村村畑町市町町市渡高市田	11, 232	昭和30年は、	2013. 5. 24
国定公園	早池峰	遠野市 花巻市 宮古市	5, 463	北上高地の中央部に位置し、 早池峰山とその南に対峙する薬 師岳を中心とした公園です。早 池峰山と薬師岳の山頂は直線距 離にして約3㎞ほどであり、早 池峰山の地質は蛇紋岩、対する 薬師岳は花崗岩であり、その植 物群も全く異なっています。	1982. 6. 10
県立 自然公園	五葉山	釜石市 大船渡市 住田町	5, 918	北上高地南部の高峰五葉山とこれに接する大窪山一帯を地域とする公園で、五葉山はハクサンシャクナゲ、レンゲツツジの群落、コメツガの原生林が美しく、北限のホンシュウジカの生息地としても有名です。 また、ツツジ科のゴョウザンョウラクが固有種とされています。	1966. 6. 1

出所:「いわての自然公園」

(https://www.env.go.jp/park/sanriku/)
(https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/shizen/shizen/shizenkouen/1005441.html)

表 2-2 沿岸部の自然公園一覧 (2/2)

公園の種類	公園名	関係市町村	面積 (ha)	公園の特徴	指定 年月日
	室根高原	陸前高田市 一関市	1, 495	北上高地の南端、宮城県に接 する地域にある室根山を中心と した公園で、頂上は展望に優れ 、パラグライダーなどスカイス ポーツのメッカとなっています 。 また、国民休養地にも指定さ れています。	1974. 6. 4
県立 自然公園	久慈平庭	久慈市 葛巻町	1,844	久慈川に沿った久慈渓流と、 平庭峠を中心とした高原地域の 2地域からなっており、それぞ れ渓流景観、シラカバ林及びレ ンゲツツジの群落が美しく、自 然を楽しむことができます。	1961. 5. 8
	外山早坂	岩泉町盛岡市	9, 333	岩洞湖を中心とした地域と、 早坂峠を中心とした地域の2地域からなる公園です。岩洞湖の 北西には美しい稜線を持つ姫神山があり、岩洞湖の人工美と姫神山の自然美の調和した景観を望むことができます。	1961. 5. 8

出所:「いわての自然公園」

(https://www.env.go.jp/park/sanriku/)
(https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/shizen/shizen/shizenkouen/1005441.html)

#### (3) 港湾・漁港施設

本県には、久慈港、宮古港、釜石港及び大船渡港の4つの重要港湾並びに八木港及び小 本港の地方港湾があります。また、市町村管理の漁港が67、県管理の漁港が31、計98の漁 港が存在し、港湾・漁業活動が盛んに行われています。

また、各地域の海岸においては、アワビやウニ等の採介藻漁業7が盛んに行われており、 特にワカメの養殖とアワビ漁業は全国有数の生産高を誇っています。

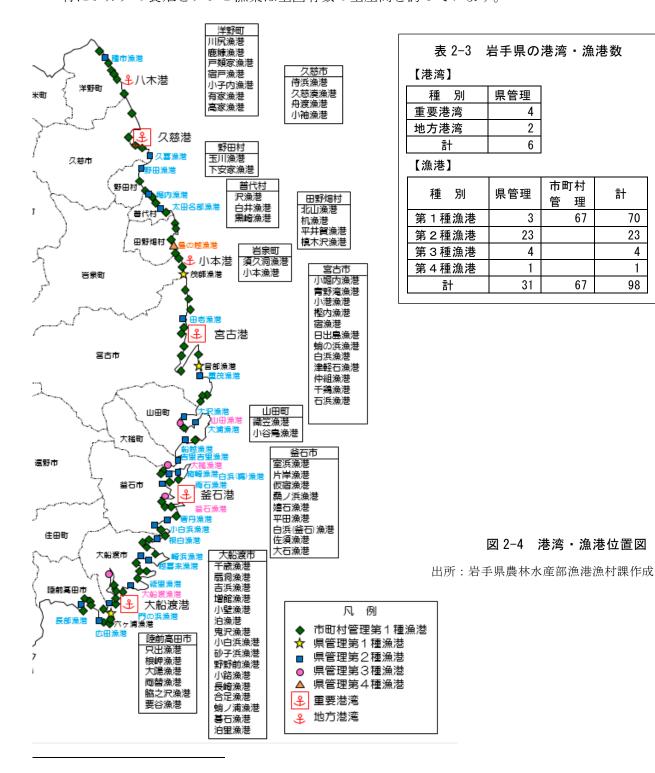
70

23

4

1

98



<sup>7</sup> 採介藻漁業:浅海における海藻、貝類の採取及び養殖業

14

#### (4) レクリエーション施設

本県では、海水浴、キャンプ、釣り、サーフィン等の様々な海洋性レクリエーションが 盛んに行われています。活動拠点となる海水浴場、キャンプ場、海浜公園は東日本大震災 津波により被災したものの、整備が進められ、順次再開しています。

#### ア 海水浴場

海水浴場が存在する地域では、海岸利用に伴い廃棄物が発生しやすく、また、海岸漂着物等が海岸利用の妨げになるおそれがあります。

表2-4 主な海水浴場

海水浴場	所在市町村	備考
浄土ヶ浜	宮古市	
オランダ島	山田町	
吉里吉里海岸	大槌町	
浪板海岸	大槌町	令和4年度再開
侍浜岩場海水プール	久慈市	
真崎海岸	宮古市	
荒神海水浴場	山田町	
舟渡海水浴場	久慈市	
藤の川海水浴場	宮古市	
蛸ノ浜	宮古市	
種市海浜公園海水浴場	洋野町	
北侍浜野営場	久慈市	
浦の浜海水浴場	山田町	
吉浜海水浴場	大船渡市	現在利用不可(令和4年度現在)
越喜来浪板海水浴場	大船渡市	
広田海水浴場	陸前高田市	
机浜海水浴場	田野畑村	
根浜海水浴場	釜石市	
小港海水浴場	宮古市	
女遊戸海水浴場	宮古市	
綾里海水浴場	大船渡市	

<sup>※</sup> 備考欄の海水浴場再開の時期等については、公益財団法人岩手県観光協会「いわての旅」及び各 市町村のホームページに明記されている内容(令和4年7月31日現在)を記載しました。

#### イ フィッシャリーナ<sup>8</sup>

海洋性レクリエーションの多様化に伴い、プレジャーボートによる漁港利用の需要が 増大したこと等を踏まえ、本県においては、漁業活動のための区域と海洋性レクリエー ションのための区域とを分離した施設であるフィッシャリーナが4箇所整備されていま

<sup>\*</sup> フィッシャリーナ:「フィッシュ (Fish)」と「アリーナ (Arena)」を組み合わせた造語であり、漁港内に設置されている漁船以外の船舶 (プレジャーボート)専用の係留保管施設及び周辺の環境施設のこと。

す。

種市フィッシャリーナ(洋野町:種市漁港)については平成25年9月に、箱崎フィッシャリーナ(釜石市:箱崎漁港)については平成28年12月に、フィッシャリーナ陸前高田(陸前高田市:脇之沢漁港)については令和元年7月に、吉里吉里フィッシャリーナ(大槌町:吉里吉里漁港)については令和3年4月に、それぞれ使用許可の受付を再開しています。

#### 写真 2-2 フィッシャリーナの状況



種市フィッシャリーナ (洋野町)



吉里吉里フィッシャリーナ (大槌町)



箱崎フィッシャリーナ (釜石市)

出所:岩手県ホームページの「フィッシャリーナの概要」

 $(\underline{\texttt{https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/suisan/kibanseibi/1008562/fisharena/1008566.html})$ 

## 3 岩手県における海岸漂着物等の現状と課題

#### 3.1 海岸漂着物等の現状

#### (1) 海岸漂着物等の発生等の状況

① 海岸漂着物等の回収・処理状況

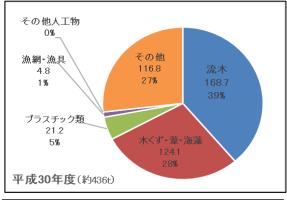
本県では、東日本大震災津波により大量の災害廃棄物(がれき)が海域に流出したこと、また、防潮堤等の海岸保全施設<sup>9</sup>の多くが被災し、その復旧・復興工事が行われていたことから、震災後の数年間は海岸漂着物等の量や内容を把握することは困難でした。その後、震災復興が進展したことから、平成30年度から、県・市町村が管理する海岸施設を対象として、海岸漂着物等の回収・処分状況の調査を行っています。

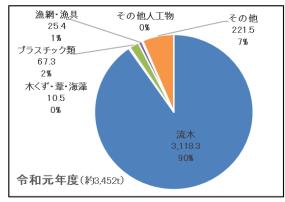
海岸漂着物等のうち、海岸の管理上支障があるものとして平成30年度から令和3年度に回収・処分された量は、表・図3-1のとおりです。

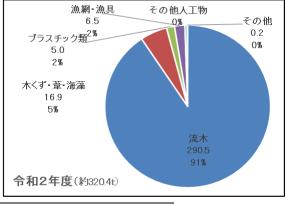
表・図3-1 県内で回収・処分された海岸漂着物等の内訳(重量ベース)

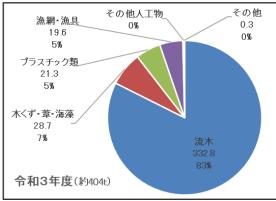
(単位:トン)

							\ <del>+</del> \(\frac{1}{2} \cdot\)
内訳	自	然物		人工物			
年度	流木	木くず・葦・海藻	プラスチック類	漁網·漁具	その他人工物	その他	計
平成30年度	168.7	124.1	21.2	4.8		116.8	435.6
令和元年度	3,118.3	10.5	67.3	25.4	8.5	221.5	3,451.5
令和2年度	290.5	16.9	5.0	6.5	1.5	0.2	320.4
令和3年度	332.8	28.7	21.3	19.6	1.2	0.3	403.8
計	3,910.3	180.2	114.8	56.2	11.2	338.8	4,611.3









出所:岩手県環境生活部資源循環推進課調べ

<sup>9</sup> 海岸保全施設:海岸保全区域内にある堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設

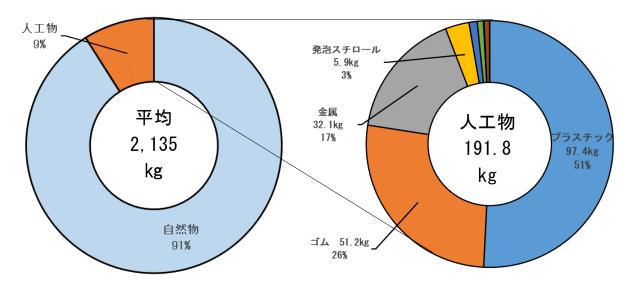
令和元年度は台風19号災害の影響から河川等から流入した流木等の回収のため大幅に増加し、合計で3,452 t となりました。令和3年度は、約404 t となりました。このうち、流木・木材、木くず・葦・海藻等の自然物が361.5 t と全体の約89%を占め、プラスチック類が21.3 t、漁網・漁具が19.6 t、その他人工物等(未分類)が1.5 t となっています(表・図3-1)。

#### ② 海岸漂着物等の組成調査について

県では、海岸へのごみの漂着状況について、定点調査(5箇所)を行っています(漂着ごみの分類や観測地点の選定、調査時期その他の調査手法は環境省「地方公共団体向け漂着ごみ組成調査ガイドライン」を準拠)。

令和2年度から令和4年度の3年間の調査の結果、全体の約90%強が流木、海藻等の自然物が占め、人工物は約10%でした。人工物のうち、プラスチック類が約50%であり、続いて、ゴム類、金属類が占めました。詳細は図3-2 漂着ごみの組成のとおりです。

図3-2 漂着ごみの組成(重量ベース:令和2年度から令和4年度の3年間の平均)



【漂着ごみの構成(全体)】

【漂着ごみの構成(左記のうち人工物の内訳)】

漂着ごみのうち、プラスチック類の組成内訳は表3-2のとおりです。全体的に減少傾向となっていますが、個数では容器包装・食器類(ペットボトル、使い捨て(ワンウェイ)プラスチック製品等)が一定割合を占めています。

表3-2 プラスチック類の漂着ごみの傾向(重量・個数ベース)

【プラスチック類の漂着ごみの傾向】

区分		重量(単	位:kg)			個数	(個)	
区分	R2	R3	R4	平均割合	R2	R3	R4	平均割合
漁具類	87. 0	69. 0	46.8	69. 4%	1, 438	54	58	36. 1%
容器包装・食器類	12. 4	5. 6	2. 8	7. 1%	1, 164	347	231	40. 5%
ポリ袋類	5. 7	0.0	1. 3	2. 4%	693	1	11	16. 4%
その他生活用品	49. 3	4. 3	8. 1	21. 1%	163	20	117	7. 0%
計	154. 5	78. 9	58. 9		3, 458. 0	422. 0	417. 0	

#### (2) 海岸漂着物等の漂着要因

平成30年度から令和3年度までの調査結果において多くを占めている流木・木材、木くず・葦については、県内沿岸部の河川から海域に流出したもの、海藻、漁網・漁具については、風浪等により県内外の沿岸部から漂流したものが漂着したと推測されます。

流木・木材、木くず・葦などの自然物を除いた人工物のうち、プラスチックごみが約80% 以上と高い割合を占めているほか、漁網・漁具等も見受けられています。プラスチックご みは県内沿岸部の河川から海域に流出したもの、及び他都道府県の河川等や、中国、韓国 等の外国から海域に流出したものが海流に沿って本県に漂着したものなどが推測されます。 また、漁網・漁具は漁労活動に伴い発生したものと推定されます。

なお、環境省が平成27年度から令和元年度まで実施した全国28地点での漂着ごみのモニタリング調査によれば、人工物のうち占める割合が大きい漂着ごみの内容は、表3-3のとおりとなっています。個数ベースでは、ボトルのキャップ、プラ製ロープ・ひも、木材、飲料用ペットボトル(2リットル未満)、プラ製その他漁具が多く、重量ベースでは、木材、プラ製ロープ・ひも、硬質プラスチック破片、プラ製漁網、飲料用ペットボトル(2リットル未満)が多かったところです。全国的にも人工物の海岸漂着物等の一定割合がプラスチックごみや漁具等の廃棄物を占めます。今後も継続的なモニタリング等により、海岸漂着物等の組成、存在量及びこれらの経年変化を把握していく必要があります。

表3-3 国内での漂着ごみ調査結果(人工物のうち占める割合の上位10位)

	品目上位10種(個数ベース)					
No.	品目	割合(%)				
1	ボトルのキャップ、ふた	17.6				
2	プラ製ロープ・ひも	16.6				
3	木材(物流用パレット、木炭等含む)	9.2				
4	飲料用ペットボトル(2リットル未満)	6.9				
5	プラ製漁具	4.2				
6	プラ製容器包装(カップ等)	4.0				
7	プラ製荷造りバンド・ビニールテープ	3.7				
8	ウレタン	3.5				
9	プラ製食器(ストロー、フォーク、スプーン、マドラー、ナイフ)	3.5				
10	プラ製ブイ	3.2				

_						
	品目上位10種(重量ベース)					
No.	品目	割合(%)				
1	木材(物流用パレット、木炭等含む)	32.9				
2	プラ製ロープ・ひも	19.1				
3	硬質プラスチック破片	9.0				
4	プラ製漁網	6.3				
5	飲料用ペットボトル(2リットル未満)	4.2				
6	発泡スチロール製フロート・ブイ	3.9				
7	プラ製ブイ	3.5				
8	プラ製漁具(アナゴ筒)	3.4				
9	靴(サンダル、靴底含む)	1.2				
10	ガラス製食品容器	1.2				

出所:環境省資料

#### (3) 海洋中のプラスチックごみ実態調査

県では、県内海域におけるプラスチックごみ(マイクロプラスチックを含む)の分布状況を調査するため、令和3年度から調査を行っています。

#### ① 調査方法及び調査対象

- ・環境省「漂流マイクロプラスチックのモニタリング手法調査 ガイドライン」に準拠。
- ・マイクロプラスチック(直径 5 mm以下)を含むプラスチック ごみ(全サイズ)としました。

#### ② 調査地点及び回数

本県の北部(普代村黒崎沖)と南部(陸前高田市椿島沖)にお

北部沿岸 电部冲合

調査地点

ける岸から0海里地点と50海里(約93km)地点の合計4地 点を調査地点とし、各地点について2回(8月及び11~12 月) 実施しました。

#### ③ 試料採取・分析

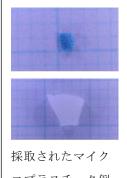
曳網して海中の漂流物を採取。採取した試料はプラスチッ クごみ以外の自然物を分離のうえ、目視によりプラスチック ごみを摘出・回収。その後、FT-IR 法 10によりプラスチックごみの材質 の同定を行いました。



試料採取の様子

#### ④ 調査結果(令和3年度)

全ての調査地点でマイクロプラスチック(1-5mm)が回収されまし た。回収されたマイクロプラスチック(1-5mm)の個数は1地点あた り 5~45 個 (平均 22 個)、個数をろ水量で割った個数密度は 0.02~ 0.21 個/m³ (平均 0.09 個/m³) であり、調査地点や時期により個数 の分布にばらつきがありました。環境省の調査結果(沖合海域にお ける漂流・海底ごみ実態把握調査業務報告書)では全国平均個数密 度は 2.40 個/m³ (6 年平均) であり、本調査結果はこれより 1 桁少 ない結果となりました。



ロプラスチック例

プラスチックごみの形状はフラグメント (破断片) が多くを占め、材質はポリエチレ ン、ポリプロピレン、ポリスチレンの順に多い結果となりました。

令和3年度の調査結果では、平均では全国平均個数密度より低い結果となりましたが、 季節や調査地点により個数分布にばらつきがあるなど、十分な実態把握には至っていま せん。今後も継続的なモニタリング等により、本県海域におけるマイクロプラスチック 分布の経年変化を把握していく必要があります。

#### 3.2 海岸漂着物対策の状況 (第1期地域計画)

- (1) 海岸漂着物等の処理に関する県内の取組状況
  - ア 海岸管理者等による処理
    - (ア) 日常管理における処理

海岸、港湾及び漁港の各管理者は、定期的に行

うパトロールのほか、港湾や漁港の利用者からの情報提供等によ



回収 BOX の例 (大船渡市)

り把握した海岸漂着物等については、維持管理上支障とならないよう処理を行ってい ます。

また、沿岸の市町村では、令和2年度から環境省の「海岸漂着物等地域対策推進事 業」を活用し、海岸漂着物等の回収・処理が進められています。そのうち、大船渡市・ 宮古市・山田町では、漁業者自らが作業中に確認した海岸漂着物等を回収し、市町村 が設置した回収BOXに集約したうえで、当該市町村が処理する仕組みを構築し、漁 場の保全と一体となった取組が進められています。

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> FT-IR 法:物質に赤外線を照射し、どの波長がどの程度吸収されたか(スペクトル)をデータベースと照合 し、材質を同定する方法

#### (イ) 災害関連事業等による処理

洪水、台風等により大量の流木やごみ等が海岸に漂着し、海岸保全施設等の機能を阻害する場合で漂着量が1,000m³以上のものについては、国の補助事業である「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」を活用して処理を行っています。港湾施設<sup>11</sup>及び漁港施設<sup>12</sup>については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づく災害復旧事業により処理を行っています。また、当該事業の採択要件に満たない規模の流木等については、県単独災害復旧事業により処理を行っています。

#### イ ボランティア等による清掃活動

(ア) 国土交通省では毎年7月を「海岸愛護月間」とし、海岸の清掃やイベント等を通して海岸愛護活動を展開しており、県内でも市町村等が主催してボランティア等による海岸清掃活動が行われています。東日本大震災津波以前は、15海岸で延べ3千人以上のボランティアが参加し海岸清掃活動が行われていました。東日本大震災津波以降は参加者数が減少したものの、海水浴場の再開に合わせて活動が再開されています。

実施海岸数 実施件数 参加延べ人数 年度 9 2,201人 H14 14 H15 14 15 1,480人 H16 11 13 1,672人 H1715 18 3,400人 H18 8 1,179人 13 5 5 500人 H19 H20 7 \_ H21 11 13 1,582人 7 H22 8 891人 H23 2 2 111人 H24 1 1 11人 H25 72人 1 1 H26 1 1 120人 H27 2 2 189人 18人 H28 1 1 H29 \_ \_ H30 3 3 234人 378人 R1 4 4 R2 3 3 340人 300人 R3 4 4

表 3-4 海岸愛護月間中の清掃活動状況

出所:岩手県県土整備部河川課調べ

<sup>11</sup> 港湾施設:港湾の利用又は管理に必要な施設(航路、防波堤、岸壁、臨港道路など)

<sup>12</sup> 漁港施設:漁港区域内にある基本施設(防波堤、岸壁、泊地等)及び機能施設(道路、橋、用地等)

表3-5 海岸愛護月間における清掃活動(令和3年度)

名 称	海岸名	主催	参加人数
大野海岸清掃	大野海岸	観光物産協会	150人
高田海岸清掃	高田海岸	観光物産協会	
根浜あおぞらパーク	根浜海岸	根浜あおぞらパーク実行委員会	30人
明戸地区海岸清掃	明戸地区海岸	海づくり少年団育成会	20人

出所:岩手県県土整備部河川課調べ

(イ) 海洋の環境問題についての理解を高め、海を未来へ引き継ぐアクションの輪を広げていくことを目的とする「海と日本PROJECT」の活動が、公益財団法人日本財団、総合海洋政策本部<sup>13</sup>、国土交通省の旗振りのもと全国で取り組まれています。また、環境省と日本財団は、「海ごみゼロウィーク」(5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)を経て6月8日(世界海洋デー)前後の期間)を定め、海洋ごみ削減に向けた全国一斉清掃活動への参加を広く呼びかける等の活動を行っています。

県内においても、「いわて海ごみなくし隊」(海と日本PROJECTin岩手)による海岸清掃活動や海洋環境保護の啓発活動などの取組が県内各地域で積極的に展開されています(令和3年度に「海ごみゼロウィーク」期間中に清掃活動を行った団体数:23団体)。

県では、令和2年度から「海ごみゼロウィーク」キックオフイベントを開催し、海 岸清掃活動とともに、広報を活用した海洋ごみ削減のためのごみの排出抑制や海岸・ 河川等の環境美化活動に係る県民への普及啓発活動を展開しています。

(令和2年度:浄土ヶ浜(宮古市)・碁石海岸(大船渡市)・長根浜(久慈市)、令和3年度:根浜海岸(釜石市)、令和4年度:長根浜(久慈市))。

写真3-1 「海ごみゼロウィークキックオフイベント」の状況(令和4年度)





(ウ) 北上川や中津川においては、毎年4月下旬に、約190団体・約2,600名のボランティアが参加して「北上川一斉河川清掃」(北上川水系水質汚濁対策連絡協議会主催)が行われるなど、県内の河川においても、ボランティア等による清掃活動が積極的に展開されています(令和2年度~令和4年度は新型コロナウイルス感染症予防の観点から見合わせ)。

22

<sup>13</sup> 総合海洋政策本部:海洋基本法(平成19年法律第33号)に基づき、海洋に関する施策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に設置された組織。海洋基本計画の案の作成及び実施の推進に関する事務等を所掌している。

写真3-2 北上川一斉河川清掃の状況 (平成31年4月)





(写真提供:国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所)

(エ) 県では、「いわての川と海岸ボランティア活動等支援制度」により、県が管理する 河川や海岸において地元自治会等が行う清掃や美化等のボランティア活動を支援して います。制度活用団体数の推移は、表3-6に示すとおり東日本大震災津波後は一時減少 したものの、その後は、河川の清掃活動に係る利用件数が増加傾向にあります。他方、 海岸清掃に係る活用の実績が少なく、制度の周知・活用の促進が課題となっています。

表3-6 いわての川と海岸ボランティア活動等支援制度活用団体数(単位:団体)

		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
河	Ш	42	48	25	32	37	44	59	61	60	62	61	67	67
海	岸	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
言	+	45	50	25	32	37	44	59	61	60	62	61	68	67

出所:岩手県県土整備部河川課調べ

#### (2) 海岸漂着物等の発生抑制に関する県内の取組状況

#### ア 流域の連携による環境保全活動の推進

森川海条例に基づき、各広域振興局・保健福祉環境センター単位で、流域の特性に応じた総合的かつ長期的な目標及び施策の方向等を内容とする流域基本計画の策定に取り組み、県内の全ての流域において計画が策定されています。

計画の実現に向け、流域ごとに住民、事業者、NPO、行政機関等を構成員とする流域協議会を設置し、関係機関が連携して計画を推進することとしており、河川や海岸等の清掃、植林や間伐等の森林整備等、ボランティアによる地域課題に応じた活動のほか、水生生物調査等を通じた環境学習による人材育成等、住民参加による海岸漂着物等の効果的な発生抑制に資する様々な環境保全活動が実施されています。

表3-7 流域基本計画の策定状況

年度	策 定 計 画
H16	花巻(豊沢川)、北上(和賀川)、宮古(閉伊川・小本川)、久慈(久慈川)
	奥州 (北上川、胆沢川)、花巻 (葛丸川)、遠野 (猿ヶ石川)、一関 (磐井川、
H17	金流川、太田川、砂鉄川、千厩川、黄海川、大川・津谷川)、釜石(大槌川・
пт	小鎚川・鵜住居川・水海川・小川川・甲子川・片岸川・熊野川)、久慈(洋野
	町流域)、二戸(馬淵川・新井田川)
H18	盛岡(北上川上流、米代川・馬淵川上流)、花巻(稗貫川、猿ヶ石川)、大船渡
Н18	(三陸町流域、盛川、気仙川)、久慈 (野田村・普代村流域)

表3-8 活動団体及び事業数

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
団体数	661	644	612	611	366	452	438
事業数	866	810	839	860	965	906	825

出所:岩手県環境生活部環境生活企画室調べ

表3-9 流域基本計画に基づく主な環境保全活動の実績

流域基本計画	活動内容	実 績
久慈地域流域	清掃活動	R2 2回 30人
基本計画	(くじ川の会)	R3 1回 23人
		その他、水質調査、水生生物調査及び
		野鳥観察を実施。
宮古・下閉伊地	海浜清掃活動	R2 7/18実施、12名参加
域流域ビジョ	(宮古湾海事振興会)	R3 7/17実施 7名参加
ン	自然公園 (浄土ヶ浜) クリーン	R2 7/18実施 120名参加
	作戦	R3 4/24実施 150名参加
	(浄土ヶ浜をきれいにする会)	7/17実施 175名参加
釜石·大槌地域	各団体による河川や海岸の清	R2 2回 約120名参加
流域ビジョン	掃活動	R3 3回 約480名参加
大船渡湾水環	湾内清掃船「さんご丸」による	大船渡湾内から回収したごみの処理量
境保全計画	清掃活動	R2 5,220 kg
		R3 6,150 kg
大船渡市三陸	各団体等における海岸、漁港清	R2 11回、756名(越喜来小、北里大学、
町地域流域基	掃活動	各地区の漁業関係者)
本計画		R3 13回 867名(越喜来小、各地区の
		漁業関係者、地域住民等)
気仙川流域基	気仙川一斉清掃	R2 1回 (9月) 1,750 kg
本計画	(気仙川清流化推進協議会)	R3 1回 (9月) 2,500 kg

出所:岩手県環境生活部環境生活企画室調べ

#### イ 環境美化活動

県は、昭和59年に「クリーンいわて運動推進要綱」を定め、環境美化活動の実践により、ごみの散乱を防止し住環境の清潔を保持するとともに、廃棄物の発生を抑制し、3 Rを推進するため「クリーンいわて運動」を実施しています。

表3-10 ポイ捨て・不法投棄・散乱ごみの回収量(令和3年度)

	市町村が自ら実施した清掃・回収活 動で回収された量	市町村が把握している町内会、市民 団体、事業者等が実施した清掃・回 収活動で回収された量
県内市町村	50. 6 t	119.5 t

出所:岩手県環境生活部資源循環推進課調べ

#### ウ エコ協力店いわて認定制度

ごみ減量化を進めるためには流通から消費段階における対策が必要であることから、 平成16年度に本県独自の「エコショップいわて認定制度」を創設しました。そして、プラスチック資源循環促進法の施行を機会に、一層のプラスチックごみの排出抑制を進めるべく、令和4年度からは宿泊施設を認定制度の対象に加えるとともに、名称を「エコ協力店いわて認定制度」に変更しました。

ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む小売店・サービス業を営む事業所 (エコショップ)、飲食店 (エコレストラン)、宿泊施設 (エコホテル) の認定を行うとともに、優れた実績を挙げた店舗や先駆的な取組を実施している店舗等を「エコ協力店いわて優良事例」として表彰する等により、レジ袋の削減や食品トレー等の店頭回収等各店舗における自主的な取組を促進しています。

#### 【認定状況(令和4年3月末現在)】

エコショップいわて:294店舗、エコレストランいわて:7店舗

#### 【平成29年度から令和3年度までのエコショップいわて優良事例表彰 表彰件数】

		H29	H30	R1	R2	R3
件	数	9	9	9	10	9

#### エ 廃棄物の発生抑制等に取り組む事業者に対する支援

#### (ア) 岩手県再生資源利用認定製品制度

循環型地域社会の形成に関する条例(平成14年岩手県条例第73号)に基づき、廃棄物等の再生資源を利用した、一定の基準を満たす優良なリサイクル製品を認定し、県が優先的な利用に努めるとともに、県民、事業者、市町村等に積極的な利用を促すことにより、廃棄物の減量、リサイクル製品の需要拡大と資源の有効利用の促進に取り組んでいます。

【主な認定状況(令和4年3月末現在)】 45社・168製品 コンクリート二次製品(溶融スラグ等利用)77製品、木製工作物46製品

#### (イ) 産業・地域ゼロエミッション推進事業

環境に配慮した事業活動を促進し、環境産業の育成を図りながら、産業廃棄物等の減量化及びリサイクル等を推進することを目的として、平成15年度から、県内の事業者等が行う、主に県内で排出される産業廃棄物等の発生抑制等に係る事業活動に要する経費への補助を行っています。県内の事業者から排出される廃プラスチックの再生ペレット加工等、廃プラスチック類の再資源化、減量化等の取組に対しても、これまで12件の補助を行っています。

#### 【平成29年度から令和3年度までの補助実績】

	H29	H30	R1	R2	R3
件数	6	8	9	7	6
事業費(百万円)	約142	約199	約204	約252	約132
補助額(百万円)	約52	約62	約64	約63	約43

#### 【廃プラスチック類の減量化等の取組に対する補助の例】

事業者名	事業の概要・特徴
岩手県しいたけ生産事	人工ほだ木を包む廃プラスチック袋をマテリアルリサイク
業協同組合 (奥州市)	ル化し、処理費用を削減
小田島建設株式会社	市町村から引き取る廃プラスチック製容器包装を再商品化
(北上市)	する工程から生じる残さを活用し固形燃料(RPF)を製造
株式会社ケイ・エムア	自動車部品製造業者から発生する廃プラスチックを自社の
クト (一関市)	製品原料として再生利用し、大型樹脂パネルを製造・販売
ニッコーファインメッ	小型家電廃棄物等の廃プラスチック、金属くずの混合物の中
ク株式会社(一関市)	間処理(分別)を実施し、再生資源として活用するための選
ク体式云紅(一渕川)	別ラインを整備し、機械装置による破砕・選別等を実施
株式会社志田産業(大	県内の事業者から排出される廃プラスチックの再生ペレッ
船渡市)	ト加工を行い、県内の製品製造事業者へ生成原料を販売
株式会社丸才(雫石町)	発泡スチロールの再資源化による高付加価値のペレット製
	造・販売

#### オ 農業用廃プラスチックの適正処理の推進

農業用廃プラスチックは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。)に規定する産業廃棄物となります。農協、市町村、県等で構成する各地域協議会(20組織・団体)が中心となり、地域的な回収処理体制を整備し、適正処理が行われています。

#### カ 漁業用廃プラスチックの適正処理の推進

漁網、ロープ、浮具、養殖用資材をはじめ多くの漁業系廃棄物はプラスチック製品が 占めています。漁業用廃プラスチックは産業廃棄物であり、適正処理が求められます。

環境省では「漁業系廃棄物処理ガイドライン」を策定し、漁業系廃棄物の適正な分別 取集と処理、再生利用の促進等に取り組むよう示しています。これを受け各漁協では、 漁場の保全の観点も踏まえ、漁業系廃棄物の適正処理と漁業者による回収などの取組を 進めています。

#### キ 不法投棄の防止

県では、不法投棄の防止を図るため、6月と10月を不法投棄追放月間に設定し、以下 の各事業を実施しています。

#### (ア) 不法投棄監視パトロールの実施

広域振興局等管内毎に警察署、海上保安部、市町村、一般社団法人岩手県産業資源 循環協会等を構成員とした合同会議により、不法投棄防止のための効果的な監視等の 方策を検討し、合同パトロールを実施しています。

(イ) 青森・秋田・宮城県境合同会議・合同パトロールの実施

青森・秋田・宮城県に接する広域振興局等において、隣接する県の地方機関と合同 でパトロールを実施しています。

(ウ) 産業廃棄物適正処理指導員(産廃Gメン)による活動

県内に産業廃棄物適正処理指導員を配置し、不適正処理の調査及び適正処理に向け

た指導をしています(R4:11名)。

#### (エ) 広域連携によるスカイパトロールの実施

北海道、東北6県及び新潟県と連携し、県警本部及び釜石海上保安部の協力を得て、 ヘリコプターによるスカイパトロールを広域的に実施しています。

#### ク 森林における流木災害防止対策の推進

県では、国の「流木災害防止緊急治山対策プロジェクト」(H29~R2)対象箇所として、 12市町村20箇所で治山ダムの設置や流下危険木の除去等を実施したところであり、その 後も、流域治水の取組とも連携を図りながら、流木災害防止に資する同様な対策を継続 しています。

#### ケ 河川における立木除去の推進

河川内の樹木は出水時に流下の支障となるだけではなく、流木となり流出するおそれがあることから、県が管理する河川において、計画的に河川内の立木等の除去を行っています。

#### (3) 環境学習・普及啓発に関する県内の取組状況

#### ア 学校における環境学習の推進

沿岸地域をはじめ、県内の小中学校・高等学校でも環境学習の一環として、海岸漂着物等の回収や組成調査などの取組が進められています。一例として、洋野町では海洋学習として、町内の全小中学校で海岸清掃や海岸漂着物等の組成調査(全数調査)の取組が行われているほか、宮古水産高等学校や釜石高等学校では学生が海岸漂着物等の組成調査などを行い、その結果を研究レポートしてまとめるなどの取組が進められています。

#### イ 多様で身近な環境学習機会の提供・支援、普及啓発

#### (ア) 環境学習交流センターによる取組

県内の環境活動拠点施設として、平成18年4月1日に県民情報交流センター(アイーナ)に環境学習交流センターを設置し、環境情報の収集提供、環境学習の支援及び環境保全活動の支援を行っています。

表3-11 環境学習交流センター利用者数

(単位:人)

Н29	Н30	R1	R2	R3
43, 048	45, 010	45, 905	43, 048	45, 010

出所:岩手県環境生活部環境生活企画室調べ

#### (イ) 環境アドバイザーの派遣

県民の身近な環境学習を支援するため、県内の各地域で開催される環境問題の研修会等に、環境アドバイザーとして知事が委嘱した有識者を派遣する環境アドバイザーの派遣業務を平成3年度から行っています(令和3年度派遣回数:221回)。

#### (ウ) 出張環境学習会の開催

環境学習広報車(愛称「エコカーゴ」)を活用した出張環境学習会を実施し、地域 における環境学習を支援しています。

#### (エ) 水生生物による水質調査

水生生物調査は、川底に棲み、肉眼で見ることができる大きさの様々な生き物(カ

ゲロウやサワガニ等)の生息状況を調べ、その結果から川の水質を把握するものであり、手軽に誰でも参加できることから、小学生から大人まで広く水質保全意識を啓発する学習教材として有効です。

本県の令和3年度の調査参加人数は11,569人であり、例年、調査参加人数は全国上位です。

#### (オ) 小学校への学習資材の提供

令和2年度から小学生向けの海洋ごみに係る普及啓発パンフレット「いわてのきれいな海をみんなで守ろう!」を作成し、県内小学6年生を対象に配布(各年約1万部)するとともに、各地域での環境学習に活用されています(電子データは県ホームページにも掲載)。

さらに、学校における環境学習の支援を図るため、海をはじめとした北東北のすばらしい自然の紹介や、暮らしの中での3Rに関する内容を掲載した、児童向け環境副読本「あかるい未来につなぐ 大切なふるさと&地球」を作成し、県内の小学5年生全員に配布しています。



#### ウ 普及啓発活動

#### (ア) 県による取組

- 令和2年10月に「海を守ろう!チャレンジフォーラム2020」(宮古・大船渡) を開催するとともに、令和3年度には内陸部での「海洋ごみ対策啓発パネル展」 (5箇所)や子ども向け海洋ごみ問題をテーマとしたアニメ上映会を開催しました。そして令和4年度は県内4か所で海岸漂着物に係る出前講座を開催しました。
- 令和3年度に「海と日本プロジェクトin岩手」ホームページ内に県の海岸漂着 物対策に係る特設ページ「海ごみ対策with岩手県」を開設し、情報提供を行って います。
- 令和3年度から「いわてごみゼロ・3R推進ポスターコンクール」に新たに「海 ごみ部門」を創設しました。海ごみに関連するポスターの応募が多数あり、それ ぞれ優秀作品として表彰し、県民への普及啓発活動に活かすことにしています。

### 写真3-3 「いわてごみゼロ・3 R推進ポスターコンクール」表彰作品(令和3年度)

(掲載は海洋ごみに関連する作品の抜粋です)



盛岡市立大宮中学校2年 箱﨑望ノ愛さん

#### 特別賞 海ごみ部門



奥州市立胆沢中学校2年 高橋優さん

#### (イ) 関係団体による取組

海上保安庁第二管区海上保安本部、八戸海上保安部、釜石海上保安部、宮古海上保安署において、小中学生を対象とした図画コンクールや幼稚園児向けの環境教室、小中学生との海浜清掃等を行っています。

また、前述のとおり、「海と日本プロジェクトinいわて実行委員会」(いわて海ごみなくし隊)・「CHANGE FOR THE BLUE実行委員会」をはじめ、さまざまな環境保全団体や企業が県内各地域で「海岸愛護月間」「海ごみゼロウィーク」等におけるイベントや各種清掃活動、普及啓発活動を実施しています。

#### 3.3 海岸漂着物等に関する課題

#### (1) 海岸漂着物等の処理に関する課題

- 関係主体が連携して、生活や産業に影響を及ぼす海岸漂着物等を円滑かつ適正に処理する必要があります。特に、海岸漂着物等の多くを占める流木等は、台風や大雨の際の洪水に伴って河川から海域に流出することが多く、漁業等の生産活動に支障が生じるため処理に当たっては緊急的な対応を要します。
- 平成30年度から海岸漂着物等の回収・処理の実態調査を開始し、本県の海岸漂着物の傾向を把握し始めました。令和2年度~令和4年度までの調査結果では、海岸漂着物等の約9割が流木・海藻などの自然物が占める一方で、プラスチックごみが人工物の約5割を占めることが明らかとなっています。もっとも、実態調査を開始して間もないことから、依然として海岸漂着物等のデータが少ない状況です。

また、本県海域のプラスチックごみ (特にマイクロプラスチック) の実態把握のため、 令和3年度から洋上での調査を行っています。令和3年度調査では、調査地点の全てで マイクロプラスチックが確認されました。本県海域のプラスチックごみは全国平均個数 よりも大幅に少ない結果となりましたが、調査時期や地点によりばらつきがあるなど海 流の影響に左右される状況も散見されることから、依然として本県海域の実態は明らか となっていません。

このことから、継続したモニタリング調査等により、海岸漂着物等の状況を把握する 必要があります。

- 東日本大震災津波以前に比べ、海岸愛護月間における海岸清掃等の活動が減少していましたが、最近では、ボランティアによる清掃活動が積極的に行われるようになってきており、「海と日本プロジェクト」のホームページ上などで活動実績を掲載しているケースも徐々に増えてきました。民間事業者等と連携しながら、この活動を継続して支援していく必要があります。
- 海岸や河川の清掃については、ボランティアの活動によるところが大きいですが、県が実施している「いわての川と海岸ボランティア活動等支援制度」を活用し河川清掃を実施する団体数は増加傾向であるのに対して、海岸の清掃活動等を行う団体数は少ない状況です。また、各地域の流域協議会をはじめ、海岸・河川の清掃を担う団体には、高齢化による担い手不足などから活動が停滞している団体も見受けられます。海岸漂着物等の約8割が河川を通じて海洋に流出したことが原因とされていることからも、内陸部を含めた対策が必要であることからも、長期的な観点から、海岸や河川清掃を担う団体の担い手育成が急務といえます。
- ボランティアによる清掃活動は人力によるものが多く、流木等の大型の海岸漂着物等 を処理することは困難です。また、人や車両が立ち入れない場所に海岸漂着物等が漂着 した場合、回収が困難です。
- 回収した海岸漂着物等は海水を含むため、処理が困難となる場合があります。

#### (2) 海岸漂着物等の発生抑制に関する課題

○ プラスチックごみについては、環境中で砕けマイクロプラスチックに変化して回収が 困難となる前に円滑に処理する必要があるほか、その排出の抑制を図ることが重要です。

- 海岸に至る河川流域における清掃活動の実施等、内陸地域と沿岸地域が一体となった 施策を推進する必要があります。
- (再掲)海岸や河川清掃を行う団体が継続して活動できるよう、各団体のニーズを把握したうえで、民間事業者等と連携しながら、担い手育成をはじめ、活動を継続して支援していく仕組みを構築する必要があります。
- 廃棄物の3Rを推進するため、県民に対する普及啓発に取り組むとともに、民間事業 者の取組を促進する必要があります。
- ポイ捨て・不法投棄を防止するため、県民に対する意識啓発や監視の徹底が必要です。
- 森林や河川における流木発生対策では、予定している箇所について計画的に事業を実施することが必要です。
- 海岸漂着物等のモニタリング調査を継続的に実施し、漁具やプラスチック類、生活系 ごみ等漂着物の発生状況に応じた対策を講じることが必要です。
- プラスチック資源循環促進法に基づく、プラスチック製品の排出抑制、プラスチック ごみの分別・収集・再生利用の促進などを総合的に進めるためには、事業者・市町村を はじめ関係団体が連携した取組の促進が不可欠です。

併せて、農業用プラスチックごみ(緩効性肥料におけるプラスチック被膜殻など)、漁業用プラスチックごみをはじめ、産業活動に伴い排出されるプラスチックごみの排出抑制等に向けた取組の促進も重要といえます。

#### (3) 環境学習・普及啓発に関する課題

- 陸域で発生したごみが河川等の水域を経由する等して海域に流出又は飛散する(図 3-3 参照)ことに鑑み、海岸漂着物対策は、海岸地域だけでなく内陸部も含めすべての地域における共通の課題であるとの認識を高め、県民一人ひとりの行動を促す必要があります。そのためにも、県民一人ひとりが海洋ごみ問題に関心を持ち、主体的に環境美化活動に参画していけるよう、県民運動への展開に向けた仕組の構築が必要といえます。
- 幼児・児童・学生等に対しては、環境学習を通じて、海のごみ等についての意識の高 揚を図ることが重要です。

さらに、昨今では、県内の小中学校(例:洋野町の全校、野田小学校、釜石東中学校) や高等学校(例:宮古水産高等学校、釜石高等学校、大槌高等学校、久慈東高等学校) の生徒が中心となり海岸漂着物等の調査や自主的な研究が進められており、かつ東京大 学、岩手県立大学をはじめとした研究機関と連携した取組も本格化しています。教育機 関と研究機関が連携した取組が一層進められることが重要といえます。

○ 地域における環境保全活動や3Rの取組を普及させるため、環境人材の育成や民間団体など多様な主体の参画が重要であり、そのためにも地域住民や企業による環境保全活動が展開できるよう、コーディネートの強化が必要です。





# 私たちの生活から発生する「マイクロプラスチック」

私たちが日頃の生活で使用する ペットボトルなどの容器包装はも とより、食器、バケツ、おもちゃを はじめあらゆる生活用品はプラス チックでできています。また、合成 繊維の衣類もプラスチックででき ています。

プラスチックは自然界で分解し にくい性質があり、経年するにつれ て細かく砕けます。特に海に流れ出 たプラスチックは紫外線や海流の 影響を強く受けます。これらが直径 5 m以下にまで小さくなったもの

ラスチック製品は紫外線などで細かくなる。 難分解性 (自然に分解されない物質) なので 長期にわたって海の中に存在する。 C 一部は沈み堆積する。

が「マイクロプラスチック」と言われています。

研究では、海洋に流出した「マ イクロプラスチック」は海中の 有害物質を取り込む性質がある されており、これを魚が餌やプ ランクトンと誤って捕食するな どし、体内に蓄積されると言わ れています。このため、「食物連 鎖」として生態系への影響が懸 念されます。

海ではこんなことが起こっている… ① プラスチックが劣化によって粉々に砕け、 「マイクロプラスチック」になる。 5mm以下 ②マイクロプラスチックが 毎中の有害物質を取り込む。 80 ③ 魚が食べて体内に蓄積する。 体外に排出されるプラスチックもある。

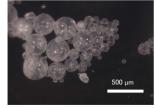
また、人工芝が老朽化により

細かく砕けてマイクロプラスチックが発生していることが報告されています。

○ 「マイクロプラスチック」は、プラスチックが細かく砕けて発生する場合に加えて、 日々の日常生活で使用する製品からも発生する場合があります。

例えば、洗顔料、化粧品や歯磨き粉の 中には、研磨剤としてマイクロビーズが 使用されている製品があり、下水処理施 設でも全てを取り除けず、海洋に流出す ることが報告されています。

さらに、合成繊維製の衣類の洗濯時に も「マイクロファイバー」として放出されることが報告されています。



洗顔料中のマイクロビーズ (写真:東京農工大学高田秀重教授)



東京湾の海水から見つかったマイクロビーズ (写真:東京農工大学高田秀重教授)

○ 「マイクロプラスチック」となったごみの回収・処理は極めて困難です。「マイクロプ ラスチック」が発生しないよう発生抑制の取組の強化が必要といえます

(図・写真は環境省資料から引用)

# 海岸漂着物対策の基本方針

### 4.1 基本目標

4

- 本県の海岸は、全国に誇れる優れた自然環境に恵まれており、それを生かした漁業や観光等の産業も盛んに行われているほか、環境を守るための地域住民等による清掃活動等が森・川・海に至る各地域で行われています。
- 本県の海岸の優れた環境を守り、持続可能なものとして次世代に引き継いでいくためには、海岸漂着物等の回収・処理だけでなく、その原因となる廃棄物の発生抑制が重要です。また、国が策定した「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」にもあるとおり、海岸地域だけでなく内陸部も含めたすべての地域における共通の課題であるとの認識に立って、家庭、事業所、市街地、農地、河川、漁場等のあらゆる場所において、国民、事業者、民間団体、国、地方公共団体等すべての者が当事者意識を持って、真摯に対策に取り組んでいくことが求められています。
- 以上を踏まえ、本県における海岸漂着物対策の基本目標を以下のとおりとします。

森から川を経て海に至る流域全体で、県民が一体となって河川や海岸の環境美化、3Rの推進等に積極的に取り組み、良好な環境が保たれた海岸を守ります。

# 4.2 海岸漂着物対策の基本方針

この基本目標を達成するため、以下の基本方針で海岸漂着物対策に取り組みます。

### 1 海岸漂着物等の円滑な処理

- 海岸管理者等は、その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう、海岸 漂着物等の処理のための必要な措置を講ずるものとします。
- 海岸管理者等は、海岸漂着物等の処理に当たっては、必要に応じ、市町村と連携を図るとともに、海岸漂着物等の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認められる場合における都道府県知事への協力要請等、都道府県との連携を図るものとします。

# 2 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

- 国内に由来して発生する海岸漂着物等は、山、川、海へとつながる水の流れを通じて海岸に漂着等したものであることを踏まえ、流域圏の内陸地域と沿岸地域が一体となって、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律等の各種リサイクル法の適切な実施を始めとする3Rの推進や、ごみ等の投棄の防止、ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止を図り、日常生活や事業活動によって発生した海岸漂着物等となり得るごみ等の発生抑制に努めます。
- 海洋プラスチックごみ対策としては、環境中で砕けマイクロプラスチックに変化して 回収が困難となる前に円滑に処理する必要があるほか、その排出の抑制を図ることが重 要であることから、違法行為であるポイ捨て・不法投棄の撲滅を徹底するとともに、プ

ラスチック資源循環促進法の趣旨を踏まえ、使い捨てのプラスチック製容器包装品のリデュース等による経済的・技術的に回避可能なプラスチック類の使用の削減、リユース容器・製品の利用促進等により、廃プラスチック類の排出の抑制等に努めます。

- 流域協議会をはじめ、県内各地域で海岸・河川の清掃活動を担う団体・企業等の主体 的な活動を推進すべく、地域の活動を担う担い手の育成をはじめ、活動が継続していけ るよう、必要な支援に努めます。
- 地域住民や企業による自主的な環境保全活動が展開できるよう、民間事業者等と連携 しながら、必要なコーディネートに努めます。

### 3 環境学習・普及啓発

- 海岸漂着物等の円滑な処理やその発生抑制について、海岸の環境保全等に関する環境 学習やエシカル消費<sup>14</sup>等の消費者教育の推進に必要な施策を講ずるよう努めます。
- 地域住民や民間団体等に対し、地域における海岸漂着物等の実態や海岸漂着物対策の 実施状況等について積極的かつ効果的な周知を図ります。
- 海岸漂着物等の効果的な広報や幼児から社会人までの幅広い層への学習資材 (例:幼児向け:絵本など)の提供とともに、県民への環境学習の機会を積極的に設けます。
- 県民一人ひとりが海洋ごみ問題に関心を持ち、主体的に環境美化活動に参画していけるよう、県民運動への展開に向けた仕組みの構築に努めます。

# 4 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

○ 国や地方公共団体のほか、県民や民間団体、事業者、研究者等の多様な主体が、適切な役割分担の下でそれぞれの立場から積極的に取組を進めるとともに、各主体が相互に情報を交換しつつ連携・協力を図ります。

35

<sup>14</sup> エシカル消費:地域の活性化や雇用等も含む、人や社会、環境に配慮した消費行動(倫理的消費)

# 5 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその対策内容

# 5.1 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域の指定

- 国の基本方針においては、海岸漂着物等が海岸及び沿岸海域に集積することにより海岸における社会活動や良好な景観及び環境の保全に特に支障が生じるおそれがあり、重点的に対策を講ずることが必要とされる地域(重点区域)の設定に際しては、「地域でみられる海岸漂着物等の量及び質のほか、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸や海底の利用の状況、経済活動等の社会的条件について総合的に検討することが望まれる」とされています。
- これを踏まえ、本県の海岸を14の海岸に区分<sup>15</sup>し(図5-1のとおり)、以下の4つの項目に基づき検討した結果、本県の海岸は全ての項目に該当し、海岸漂着物対策を重点的に推進する必要があることから、本県沿岸全域を重点区域とします。
  - 景観・環境

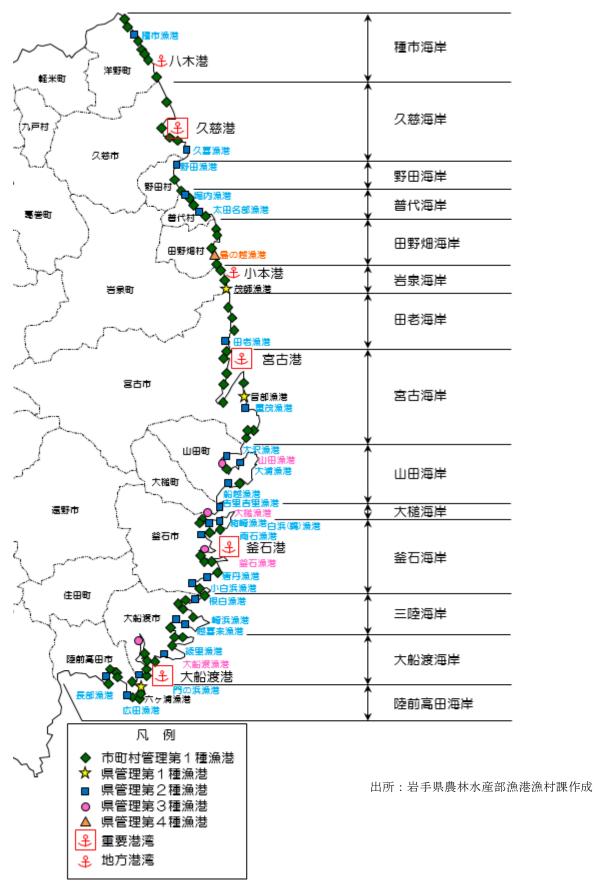
国立公園・自然公園、ジオパーク等、景観や自然環境に配慮が必要と認められる区域

- ② 港湾・漁港 港湾及び漁港が存在し、船舶の航行や漁業等経済活動の観点から対策が必要と認めら れる区域
- ③ 海岸利用 海水浴場、レクリエーション施設等が存在し、観光や利用の観点から対策が必要と認められる区域
- ④ 海岸漂着物等

海岸漂着物等の状況調査において海岸漂着物等が確認された区域

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> 「海岸の区分及び名称の統一について」(昭和32年11月25日付通達) に従い、市町村(旧市町村)の区域により区分した。

図 5-1 本県の海岸の状況



# 5.2 重点区域に関する海岸漂着物対策の内容

- 「4.2 海岸漂着物対策の基本方針」を踏まえ、重点区域に関する海岸漂着物対策を定めます。
- 大量の海岸漂着物等が海岸に集積することにより、海岸における良好な景観及び環境の 保全に特に支障が生ずるおそれがあることから、それぞれの地域における自然的条件や海 岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件等を踏まえ、県民、事業者、民間団体、行政等 が互いに連携・協力し、それぞれの役割分担のもと重点区域における海岸漂着物対策を継 続的に実施するものとします。

# (1) 海岸漂着物等の円滑な処理

# ア 海岸管理者等の処理の責任

(ア) 海岸管理者等の処理の責任

海岸管理者等は、海岸等の清潔が保たれるよう、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じて、海岸漂着物等の量及び質に即し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるものとします。

その際には、海岸漂着物等の漂着状況や処理の実施状況等、地域の実情を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処理に関して地域の関係者間との調整により、適切な役割分担を定めるものとします。

また、海岸が民有地等である場合は、その占有者又は管理者が、その海岸の清潔が保たれるよう努めるものとします。

#### (イ) 市町村の協力義務

沿岸市町村は、海岸漂着物処理推進法第17条第3項に基づき、地域住民等の海岸美化活動を支援するとともに、海岸管理者等と連携した海岸漂着物等の回収や、回収された海岸漂着物等の収集・運搬、市町村等のごみ処理施設での処分等に取り組むものとします。

また、これらの取組に当たっては、海岸漂着物対策の経緯や体制、海岸漂着物等の 実態等、地域の実情を踏まえ、地域住民等をはじめとする関係者間との調整に努める ものとします。

# イ 市町村の要請

沿岸市町村は、海岸管理者等が管理する海岸等に海岸漂着物等が集積することにより、 住民の生活又は経済活動に支障が生じている場合は、必要に応じて、海岸管理者等に対 し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置をとるよう要請するものとします。

要請を受けた海岸管理者等は、必要な措置を講ずるものとします。

### ウ 地域外からの海岸漂着物等に対する連携

県は、モニタリング調査等により海岸漂着物等の発生状況を把握し、海岸漂着物等の多くが他の都道府県の区域から流出したものであることが明らかであると認めるときは、海岸管理者等の要請に基づき、当該他の都道府県に対して、海岸漂着物等の処理やその発生抑制等に関して積極的に協力するよう求めるものとします。国外由来の海岸漂着物等については、国に対して当該発生国での対策を進めるよう要請します。

また、県は、他の都道府県から協力を求められたときは、その協力依頼の趣旨を踏ま えて、協力を求めた都道府県と情報を共有し、海岸漂着物等の処理及びその発生抑制等 のために、積極的に所要の措置を講ずるよう努めます。

### エ 漂流ごみ等の円滑な処理の推進

漂流ごみ等が地域住民の生活に影響を及ぼす場合や漁業や観光業等の経済活動に支障を及ぼしている場合には、国、県及び市町村等が連携・協力を図りつつ、日常的に海域を利用する漁業者等の協力を得る等して、処理の推進を図るよう努めるものとします。

特に、漁業者による自主的な海岸漂着物等の回収を推進するために、市町村等が海岸漂着物等の回収BOXを漁港内に設置し、海岸漂着物等を処理する仕組みが効果的なことから、環境省補助事業を活用し、漁業者等と連携した取組について支援していきます。

### オ 海岸漂着物等の適正処理

海岸管理者等や沿岸市町村は、回収された海岸漂着物等について、廃棄物処理法に基づき、適正に収集・運搬及び処分を行うものとします。流木、廃プラスチック、金属などで再生利用が可能なものにあっては、可能な限り再生利用に努めるものとします。

### (ア) 不法投棄物の適正処理

県や沿岸市町村は、海岸漂着物等が不法投棄等によって生じたものであることが明らかである場合は、廃棄物処理法その他の関係法令の規定に基づき、その原因者の責任において処理がなされるよう、必要な措置を講ずるものとします。

# (イ) 災害廃棄物等の適正処理

海岸管理者等や沿岸市町村は、自然災害により海岸に漂着した流木等が異常に堆積し、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合には、国や関係機関と連携しつつ、 災害関連制度を活用しながら円滑な処理に努めるものとします。

(ウ) 大量の海岸漂着物等が集積する地域における処理の推進等

県は、海岸漂着物等により地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがある場合は、環境省その他の関係行政機関に対し、当該海岸漂着物等の処理について協力を求めるものとします。

#### (2) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

### ア 流域圏が一体となった取組の推進

県は、森川海条例に基づき策定している流域基本計画に基づき、森と川と海の保全等 を図るための取組を推進します。

#### (ア) 住民参加による環境保全活動の実施

県は、地域の関係者のネットワークである流域協議会の運営、流域が一体となった活動のコーディネートや先進的な取組の情報提供等により、河川・海岸の環境美化のための清掃活動や水生生物調査といった、地域の資源を生かした自主的な環境保全活動の実践を推進します。

### (イ) 各流域で活動する団体の連携

県は、環境保全活動や水を守り育てる活動に関する関係者が集まる場を設け、情報 交換を通じて連携交流を促すことにより、活動の活発化を図ります。

### (ウ) 優良事例の表彰

県は、優れた環境保全活動を実践し、他の模範となる団体・個人を表彰します。

# イ 海岸・河川清掃を担う団体の育成等

流域協議会や県内各地域で海岸・河川の清掃活動を担う団体・企業等の主体的な活動

を推進すべく、地域の活動を担う担い手の育成をはじめ、活動が継続していけるよう、 必要な支援に努めます。併せて、地域住民、小中学校や高等学校などの教育機関、企業 による自主的な環境保全活動が展開できるよう、民間事業者等と連携しながら、必要な コーディネートに努めます。

# ウ プラスチックごみの削減等3Rの推進

県は、プラスチック資源循環戦略や国の基本方針、更にはプラスチック資源循環促進 法の趣旨を踏まえ、3 R推進キャラクター「エコロル<sup>16</sup>」を活用した県民への普及啓発や 事業者の取組の促進等により、3 Rの推進に取り組みます。

# (r) いわて $\stackrel{\star}{=}$ $\stackrel{\star}{\vee}$ $\stackrel{\star}{\neq}$ ecoマナーアクション

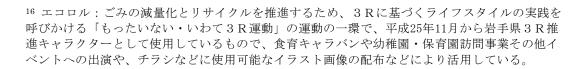
いわての豊かな環境と資源を次世代に引き継いでいくため、環境と共生する我々に必要な3つのecoマナーを「いわて主义量ecoマナー」として掲げ、取組(アクション)を分かりやすく表示した「アイコン」を活用しながら、エコショップ、事業者団体、市町村等と連携して、使い捨てプラスチックの排出抑制等に取り組みます。

【いわて三ツ星ecoマナー1】 ごみのポイ捨てや不法投棄をしない

【いわて三ツ星ecoマナー2】レジ袋等の使い捨てプラスチックの使用は控える

【いわて三ツ星ecoマナー3】食事は"楽しく・おいしく・残さず食べる"

eco マナー	主なアクション	掲示用アイコン (例)
1 ごみのポイ捨 てや不法投棄 をしない	<ul><li>ごみを分別して捨て、外出時にごみ箱がない時には持ち帰る行動の推進</li><li>イベント等での普及啓発(アイコン掲示)</li><li>道路、河川、海岸等における清掃活動</li><li>不法投棄監視パトロールの実施等</li></ul>	本 ゴミは持ち帰ろう Please take your trash home with you fubできが速のマナーアウションI 原始 で関かをお願いします
2 レジ袋等の使い 捨てプラスチッ クの使用は控え る	<ul> <li>買い物にはマイバッグを持参し、レジ袋はもらわない活動の推進</li> <li>使い捨てプラスチック(ストローやスプーン等)を使わない取組の推進</li> <li>エコショップいわて認定店等との連携による普及啓発活動の実施(レジにアイコン掲示等)</li> </ul>	ルジ袋はいりません Refuse plastic bag
3 食事は"楽し く・おいしく・ 残さず食べる"	<ul> <li>・ 食事を残さず食べる行動の推進</li> <li>・ 「もったいない・いわて☆食べきりキャンペーン」による宴会時の「3010運動」の推進</li> <li>・ 「もったいない・いわて☆食べきり協力店」等との連携による普及啓発活動の実施</li> </ul>	機さず食べよう Eat up everything  Tubt も





# (イ) 環境省「プラスチック・スマート」キャンペーンに基づく取組

(ア)の「いわて 三ツ をecoマナーアクション」の活動の推進を図るとともに、県内の市町村等に対し、海洋プラスチック問題の解決に貢献する取組(ポイ捨て・不法投棄の撲滅運動、散乱ごみや海岸漂着物等の回収等の清掃活動、使い捨てプラスチックの排出抑制、レジ袋の削減、リユース食器の利用等)の登録を呼びかけます。

また、登録された取組の中から実践可能な取組を紹介し、使い捨てプラスチック等 の削減を推進します。

# (ウ) エコ協力店いわて認定事業

ごみの減量化やリサイクルに積極的に取り組む小売店・サービス業を営む事業所(エコショップ)、飲食店(エコレストラン)、宿泊施設(エコホテル)の新規認定店の増加に努めます。

また、レジ袋や使い捨てプラスチックの削減等に優れた実績を挙げた店舗や先駆的な取組を実施している店舗等を「エコ協力店いわて優良事例」として表彰することや、6月の環境月間や10月の3R推進月間を中心に店頭等でのPR活動を行うこと等により、その利用を推進します。

# (エ) 岩手県再生資源利用認定製品制度による認定

「岩手県再生資源利用認定製品制度」に基づき、要件に合致する多くの製品を認定することができるよう、県のホームページや業界団体への周知等を通じて、制度の周知や製品のPRを継続して行います。

# (オ) 産業・地域ゼロエミッション推進事業

平成22年に配置した「地域ゼロエミッションコーディネーター」(民間企業において 製造業等の工程管理、環境管理等に携わった経験を有する非常勤職員)を派遣し、廃 棄物の削減や再資源化、産業廃棄物税等を財源とする「産業・地域ゼロエミッション 推進事業」の活用について助言する等、廃棄物の3Rに取り組む事業者を積極的に支 援します。

# (カ) プラスチック資源循環促進法に基づく取組

プラスチック資源循環促進法を踏まえ、事業者によるプラスチックごみの排出抑制、 再資源化に向けた取組を推進するとともに、市町村が行うプラスチックごみの分別収 集・再資源化に向けた取組に対して技術的支援を行います。

併せて、使い捨て(ワンウェイ)プラスチック製品の使用抑制や、プラスチックの 代替となる製品の普及が進むよう、県民・事業者への普及啓発活動を行います。

# (キ) 農業用廃プラスチックの適正処理の推進

農協、市町村、県等で構成する各地域協議会が中心となって農業用廃プラスチック の回収処理を継続して行います。

併せて、緩効性肥料におけるプラスチック被膜殻がほ場から流出することによる環境影響が懸念されることから、流出防止に向け、全農・全国複合肥料工業会・日本肥料アンモニア協会において、「2030年にはプラスチックを使用した被覆肥料に頼らない農業に。」をモットーに令和4月1月に「緩効性肥料におけるプラスチック被膜殻の海洋流出防止に向けた取組方針」を策定しました。この方針を受け、被覆殻の流出防止、代替肥料の活用などのロードマップが示され、取組が進められていることから、

農協、市町村、県が連携して農業者への浸透を図ります。

(ク) 漁業用廃プラスチックの適正処理の推進

「漁業系廃棄物処理ガイドライン」に基づき、漁業系廃棄物の適正な分別取集と処理、再生利用の促進等に取り組むこととし、各漁協において、漁業系廃棄物の適正処理と漁業者による回収などの取組を推進していきます。

### エ ごみ等の投棄の防止等

県及び市町村は、陸域に起因する海岸漂着物等が河川その他の公共の水域を経由する等して海域に流入することを踏まえ、流域圏を含むごみ等の投棄の防止を図るため、環境省が定める「海ごみゼロウィーク」(5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)を経て6月8日(世界海洋デー)前後の期間)、環境月間や不法投棄追放月間等において、以下の取組を推進します。

(ア) クリーンいわて運動の実施

「環境月間」である6月を強調月間として、散乱ごみの収集等環境美化活動やポスター・パンフレット等による普及啓発活動を実施します。

(イ) 不法投棄監視パトロールの実施

広域振興局等管内毎に警察署、海上保安部、市町村、一般社団法人岩手県産業資源循環協会等を構成員とした合同会議により、効果的な監視等の方策を検討し、合同パトロールを実施します。

- (ウ) 青森・秋田・宮城県境合同会議・合同パトロールの実施 青森・秋田・宮城県に接する広域振興局等において、隣接する県の地方機関と合同 でパトロールを実施します。
- (エ) 産業廃棄物適正処理指導員(産廃Gメン)による活動 県内に産業廃棄物適正処理指導員を配置し、不適正処理の調査及び指導を実施します。
- (オ) 広域連携によるスカイパトロールの実施

北海道、東北6県及び新潟県と連携し、県警本部、海上保安部署との連携・協力のもと、ヘリコプターによるスカイパトロールを実施します。

### オ ごみ等の水域等への流出又は飛散の防止

県民及び事業者は、その所持する物が水域等へ流出又は飛散しないように、その所持する物や管理する土地を適正に管理し、海岸漂着物等の発生抑制に努めます。

また、県及び市町村は、土地の管理者等に対し、土地の適正管理等について必要な助 言、指導を行うものとします

# カ 流木等の水域等への流出の防止

森林においては、流域治水の取組とも連携を図りながら、治山ダムの設置と併せて、 流下危険木の除去などの流木対策に取り組みます。

河川においては、洪水や台風等の災害によって河川内の立木が流木となり水域に流出 することがないよう、支障となる樹木を伐採する等適正な維持管理を行います。

### (3) 環境学習·普及啓発

県、市町村及び海岸管理者等は、県民の意識の高揚とモラルの向上や、海岸漂着物等の 発生抑制を図るため、その現状、処理・発生抑制対策等の各種施策に係る環境学習、普及 啓発を行うものとします。

### ア 環境学習

県、市町村及び海岸管理者等は、県民、特に、次代を担う児童等にいわての環境の重要性を理解し、3Rの意識を持って行動してもらうため、海岸や河川での清掃活動等体験活動を含めた環境学習を行う等、海岸漂着物等に係る現状や環境保全等に関する教育、学習の振興に努めるとともに、幼児、小中学校や高等学校などの教育機関と大学等の研究・地域連携機関がタイアップしながら、海岸漂着物等の調査・研究を通した学習の環境整備に努めます。さらに、地域で中心となって活動する環境人材の育成を行います。

#### イ 普及啓発

県、市町村及び海岸管理者等は、インターネット等を活用して海岸漂着物等の処理の 推進に係る施策等について県民へ情報提供を行い、普及啓発に努めます。併せて、普及 啓発に係る効果的な広報や啓発資材の発行・提供に努めます。

# ウ 県民一人ひとりが主体となった取組の推進

県は、民間団体等とも連携しながら、県民一人ひとりが海洋ごみ問題に関心を持ち、 主体的に環境美化活動に参画していけるよう、先進事例の知見を参考としつつ、DX(デ ジタルトランスフォーメーション) <sup>17</sup>の視点を盛り込んだ、県民運動への展開に向けた 仕組みの構築に努めます。

# 【イメージ】

県民がスマートフォンを活用してごみの状況を報告し、報告データを地図上にマッピングして位置情報を登録。住民・団体がごみを回収する自主的な取組を促進する意識啓発ツールを開発中(令和2年度から岩手県立大学と共同研究を実施)。





#### エ 民間団体等との連携

県、市町村及び海岸管理者等は、海岸漂着物対策の推進に当たり、地域に貢献すると ともに重要な役割を果たしている民間団体等との情報共有等、様々な連携を図り、普及 啓発や環境学習を推進するように努めます。

 $^{17}$  DX (デジタルトランスフォーメーション): デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会をめざし、デジタル技術を活用した住民の利便性向上をめざす取組のこと。

# 6 関係者の相互協力及び役割分担に関する事項

# 6.1 海岸漂着物対策に関する関係者の相互協力

- 海岸漂着物対策の推進に当たっては、国、県、市町村、海岸管理者、民間団体等の多様な主体が、海岸漂着物対策に関するそれぞれの取組等を尊重しながら、それらの適切な役割分担のもとに相互協力することが必要不可欠です。
- 地域に根付いて海岸や河川の清掃活動等を展開し、海岸漂着物対策に重要な役割を果た している民間団体等の自発性や自主性を尊重し、その活動の充実に向けて、広報活動、調 査研究等の結果の提供、各種の助成制度に関する情報の提供等を通じて、民間団体等の活 動の支援に努めます。
- 各主体が相互に情報を共有し、連携・協力するため、海岸漂着物対策推進協議会の設置 等、ネットワークづくりに取り組みます。また、海岸漂着物等の発生抑制について、隣県 との情報交換等を行い、流域圏の関係主体が一体となった取組の推進に努めます。

# 6.2 海岸漂着物対策に関する関係者の役割分担

海岸漂着物対策に関する関係者の役割分担は、表 6-1 に示すとおりです。

表 6-1 海岸漂着物対策に関する関係者の役割分担

主体	役割		
	○ 海岸漂着物等の	・ 海岸漂着物対策の実施の主体として、海岸漂着物等の	
海岸	適正処理	処理のため必要な措置を講ずる。	
管理者等	○ 関係者との情報	・ 海岸漂着物等の発生抑制のため、関係者との情報共有、	
	共有、連携	連携を図る。	
	〇 海岸漂着物対策	・ 海岸漂着物対策における関係者の円滑な意思疎通や連	
	推進協議会の運営	絡調整を図るため、海岸漂着物対策推進協議会を設置	
	(事務局)	し、その運営(事務局)を行う。	
	○ 関係団体との情	・ 市町村、国、隣県等との情報を共有し、連携を図る。	
	報共有、連携	・ 地域住民等が行う海岸・河川の清掃活動を促進すると	
	○ 発生抑制対策の	ともに、3Rの推進、ポイ捨て・不法投棄の防止等、発	
	推進	生抑制対策を推進する。	
県	○ 情報発信、環境	・ 海岸漂着物等の発生状況、海岸漂着物対策に関する情	
	学習、普及啓発の	報を広く発信し、各主体が果たすべき役割等について普	
	実施	及啓発を図るほか、環境学習の機会を提供する。	
	○ 活動団体への支	県民が主体的に環境美化活動に参画できる仕組みを	
	援	構築するよう努める。	
		・ 流域協議会をはじめ、海岸・河川清掃等を行う団体の	
		担い手育成をはじめ、活動が継続できるよう必要な支援	
		に努める。	

主体		
沿岸市町村	<ul><li>○ 海岸漂着物等の 適正処理に関する 海岸管理者への協力</li><li>○ 海岸・河川の清 掃活動の促進、発生抑制対策</li><li>○ 環境学習、普及 啓発の実施</li></ul>	<ul> <li>海岸漂着物等の処理に関し、海岸管理者等と連携し、海岸漂着物等の回収、市町村等のごみ処理施設での処分等について協力する。</li> <li>海岸漂着物等の集積による住民の生活等に支障が生じている場合は、海岸管理者に対し、処理を行うよう要請する。</li> <li>地域住民等が行う海岸・河川の清掃活動を促進するとともに、3Rの推進、ポイ捨て・不法投棄の防止等に取り組む。</li> <li>民間団体や学校等と連携し、住民に対する環境学習の機会の提供や普及啓発に取り組む。</li> </ul>
内 陸 市町村	<ul><li>河川の清掃活動の促進、発生抑制対策</li><li>環境学習、普及啓発の実施</li></ul>	<ul><li>・ 河川等を経て海へ流出するごみを抑制するため、地域 住民等による河川の清掃活動を促進するとともに、3R の推進、ポイ捨て・不法投棄の防止等に取り組む。</li><li>・ 民間団体等と連携し、住民に対する環境学習の機会提 供や普及啓発に取り組む。</li></ul>
国 • 研究機関	<ul><li>○ 外交上の適切な 対応及び関係国へ の防災対策の要請</li><li>○ 地方自治体との 情報共有・連携、 財政上の措置</li><li>○ 専門的な情報の 提供</li></ul>	<ul> <li>周辺国から漂着した廃棄物については、漂着状況の把握を行うとともに、関係国に対して原因究明や防止対策の実施を強く要請する。</li> <li>地方自治体との間で、海岸漂着物等の発生状況や原因に関する調査の結果等について、情報共有や連携に努めるとともに、海岸管理者等が円滑に処理を進められるよう、回収処理費等、必要な財政上の措置を講ずる。</li> <li>専門的立場から海岸漂着物対策に係る情報提供を行う。</li> </ul>
県 民	<ul><li>○ 持続可能な社会の実現に向けた3</li><li>Rの実践</li><li>○ 海岸・河川等の清掃活動への参加</li></ul>	<ul> <li>・ 日常生活から生ずるごみが環境に与える影響等について理解し、持続可能な社会の実現に向けて一人ひとりが3Rに取り組む。</li> <li>・ 海岸に限らず、ごみのポイ捨てや不法投棄をしない、マイバッグの持参等により使い捨てプラスチックの使用は控える等の取組を実践する。</li> <li>・ 生活系ごみの減量化や再使用等の取組によって、日常生活に伴うごみ等の発生抑制に努めるとともに、リサイクルのための分別収集に協力する。</li> <li>・ 海岸等で出たごみは持ち帰る等適切に処理するとともに、海岸・河川清掃への参加等を通じて環境の保全に努める。</li> </ul>

主体	役割		
	○ プラスチックご	・ 使い捨てプラスチック製品の削減、循環的な利用、代	
	みの発生抑制	替製品への置き換え等により、プラスチックごみの発生	
	○ 廃棄物の適正処	抑制に努める。	
事業者	理	・ 事業活動に伴って生ずる廃棄物の3Rを推進するとと	
•	<ul><li>海岸・河川清掃</li></ul>	もに、適正に処理する。	
事業者	等への参加、協力、	・ 海岸・河川清掃等への参加や協力、支援を積極的に行	
団体	支援	い、地域への貢献に努める。	
	〇 構成員事業者に	・ 事業者が行うプラスチックの発生抑制等の3Rの取組	
	対する情報提供等	を推進する情報の提供、事業者間の連携・協力の促進等	
	の支援	の支援を行う。	
民 間 団体等	<ul><li>海岸・河川清掃</li></ul>	・ 地域の活動の担い手・つなぎ手として、県・市町村等	
	等への参画や普及	と連携して、海岸・河川の清掃活動や普及啓発の取組を	
	啓発の促進	促進する。	
	〇 環境教育、環境	・ 学校等と連携し、海岸の環境保全等に関する教育や学	
	学習の振興	習の振興に努める。	

# 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項

# 7.1 モニタリングの実施

県は、海岸管理者等の協力を得ながら、環境省が定める地方公共団体向けの漂着ごみ組成調査のガイドラインを踏まえ、海岸漂着物等の組成及び存在量並びにこれらの経年変化を把握するための定期的な調査を行います。併せて、生態系への影響が懸念されるマイクロプラスチックの実態を把握すべく、本県海域におけるプラスチックごみの実態調査を継続して行います。

県、市町村は、調査結果の分析を行い、具体的な対応策等を検討します。

また、調査結果については、県ホームページに掲載する等により、国、県、市町村、河川・海岸清掃ボランティア等と情報を共有するとともに、広く県民に広報し、海岸漂着物等に関する普及啓発を図ります。

### 7.2 災害等の緊急時における対応

県、市町村及び海岸管理者等は、災害等により大量の海岸漂着物等が発生し、危険物が漂着した場合、速やかに情報収集に努め、地域住民への周知及び適正処理を実施します。

そのため、各海岸管理者や市町村の所管課の連絡先について広く県民に周知し、連絡体制 の構築に努めます。

# 7.3 海岸漂着物対策活動推進員の委嘱・海岸漂着物対策活動推進団体の指定

県は、住民や民間団体への情報提供や海岸漂着物等の処理等に関する助言の実施、普及啓発等に当たっては、必要に応じて、環境省の「環境カウンセラー」や県の「環境アドバイザー」等の助言を得るとともに、海岸漂着物対策の推進を図るための活動に識見等を有する個人や団体に対して、海岸漂着物対策活動推進員としての委嘱や海岸漂着物対策活動推進団体としての指定を行います。併せて、海岸漂着物対策活動推進員や海岸漂着物対策活動推進団体となり得る担い手育成と担い手が活動できるよう必要な支援に努めます。

### 7.4 地域計画の見直し

県は、社会経済情勢の変化、海岸漂着物処理推進法その他の制度の改正、県内の取組状況 等を踏まえ、必要な見直しを行います。

地域計画の見直しに当たっては、海岸漂着物対策の実施状況について振り返りを行うとともに、モニタリング調査による発生状況のデータ等に基づき、SDGs等を踏まえた持続可能な社会の実現を見据えた指標の設定等を含め、必要な対策を検討します。

また、対策の検討に当たっては、岩手県海岸漂着物対策推進協議会 <sup>18</sup>における協議、隣接 県や関係機関への意見聴取等により、幅広く意見を求めます。

地域計画の見直しを行った場合は、広く県民に周知します。

\_

<sup>&</sup>lt;sup>18</sup> 岩手県海岸漂着物対策推進協議会:地域計画の作成又は変更に関する協議、海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整等を行うため、海岸漂着物処理推進法第15条第1項の規定に基づき県が設置する組織